



第10回 消費増税と経済

(日本の 未来の将来)

会計と経営のブラッシュアップ
平成28年 4月6日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、次の各書等を参考にさせていただいて作成した。(平成26年度税制改正に関する提言 全国法人会総連合)
(増税凍結こそ財政再建への近道だ 高橋洋一著 2013.9 PHP研究所刊)(ニッポンの論点10 高橋洋一著 2013.9 ザイ編集部刊)
(財務省の逆襲 高橋洋一著 2013.11 刊)(ゼロからわかる微分・積分 深川和久 2010.4 河源社刊)
(アベノミクスとTPPが創る日本 浜田宏一著 2013.11 講談社刊)

I. 増税と財政再建

2014.4

増税は実行された。賃金上昇と中小企業の活性化は未だである。

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れることなく、消費増税を1~2年延長して、民間投資喚起による成長戦略という「三本目の矢」を第一に実行すべきであった。特に、規制改革を中核とした成長戦略の成果を得た後に税の増収を図るべきであり、順序が逆であった。

20~30年後の人口予測(1億人以下)、労働人口は労働者に
対し50%以下、50%以下税率にどう対応するか
(来世の世、既に世の世)

1. 法人税率の引下げ

(1) 税は成果の配分であることの認識

損益計算書を見ればよく解る。売上高という経済活動のボリュームが先にあり、その成果である付加価値、利益があって、その成果の配分としての税がある。損益思考を尊重し、税の位置付けを明確に認識すべきである。

(2) 法人税率の引下げ

法人税の実効税率は、平成23年の税制改正により40.69%から38.01%、平成26年度34.62%、27年度32.11%へ下げられた。28年度29.97% (個人法人)
しかし、世界の法人税率と比較すると、アジア地域25%、米国30%以下(予定)、イギリス23%、ドイツ29.48%と税率で10%高に近い高税率である。
税制(税率)が、他国より不利(高率)であることは、規制の最もたるものである。
また、中小企業と特別償却等を行う大企業(実際税率20~25%)との較差も大きい。

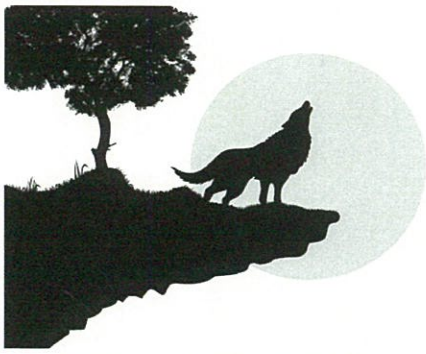
(3) 誤った政策の結果を予測する必要がある

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp



狼少年と経済危機 (12月のごあいさつ)

平成 27 年 12 月 1 日 (火)

長かった夏が終わり、沖縄に冬が来た-という感じがします。

「われわれすべては、60 年ぶりに、連続して 2 年間、2 ケタの数字にへばりついたひどいインフレに気づいている。金利は 20% 以上、そして住宅購入資金を借り入れようとする人々にとっては 15% を超える**途方もない水準**に達している」、「800 万人近くのアメリカ人が**失業**している」、「中西部にある都市の 1 人の労働者は私に次のように言った。私は自分がかせげると思ったよりも多くのドルを家に持ち帰っているが、**暮らし向き**はますます悪くなるようだ」(ザ・レーガンスピーチ 1981 年グロービュー社発行より)

そして、従来の政策とは異なる**サプライサイド経済**による**レーガン革命**、すなわち**減税**、**歳出削減**、**規制緩和**、**貨幣の安定**による経済の再生が始まった。

レーガン革命は、**国家の経済危機**に対する**米国の挑戦**であった。米国の危機は未然に防げたと言えるが、**アルゼンチン**や**ギリシャの危機**は現実のものとなった。国家の経済危機とは、**財政の信認が崩れ**、金利の急上昇などにより、経済が大混乱に陥ることである。国家の経済危機を判断する指標としては、**財政赤字**、**長期債務残高**、**対外債務**などが代表的なものであるが、危機とまでいわれる状況になると、それを改めたり、回避することは極めて難しい。

日本の経済危機については、いくつかの兆候がある。財政赤字はいうまでもなく、国・地方の**長期債務残高**は、1,035 兆円と GDP の 2 倍以上となっている。これは太平洋戦争の戦費調達で悪化した**戦時中のレベル**に匹敵すると言われている。**戦勝**という国の受益のために極めてアンバランスな歳出を行った結果である。日本は、財政赤字や長期債務残高の大きさにもかかわらず、長期金利も安定し、問題が生じていない。それは**国債消化力**と**日銀の異次元緩和**などによるといわれている。

しかし、国債消化力である**家計金融資産**は、**政府債務**と並びつつあり、消化余地もほとんどなくなりつつある。異次元緩和により、日銀の**国債保有残高**は 300 兆円を超え、国債残高の 50% へ迫りつつある。

狼少年の物語は、狼の住む山里で、大事な羊の群を一人の少年に番をさせ、その危険な環境を忘れ、**少年の嘘(言葉)**だけをたよりに安心した結果である。日本経済の危機は**数々の警告**を受けてきたがその通りにはならなかった。それを狼少年(警報)というが、経済環境という**根本的なこと**を忘れ、少年の言葉のみを**判断の根拠**にすることに似てはいないか。

この 20 年
に既に
経済も
行っ
た
よる
場合
使い難い

社会構造の変化とは何か、

20~30年後に対応する政策と計画を
示しているのか？

2. 社会保障と税の一体改革

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れてはならない。変化に対応した社会保障制度とは何か、どのようなものか。経済社会の変化に対応した税の改革とは何かを深く考え、その結果を予測して実行すべきである。

(1) 一体改革とは、税と歳出の改革

(2) 増税の前提条件

増税は、価格の up であり、増税の前提は企業の収益増強と消費者の所得の増加である。

① 事業者は、コスト up の圧力であり、そのコストをどのように吸収できるかということである。→ (景気上昇)

② 消費者は価格 up に対応する収入 up が必要である。→ (給与 up)

ワーキング・プアと高齢化

(3) 一体改革による歳出削減

歳出削減の中で重要項目である社会保障の充実を考えるべきである。

(4) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障の改革とは、負担をいかに抑制し、適正な給付をいかに確保するかにかかっている。負担の抑制を具体化し実行することができるか否か。抑制化・重点化・効率化による持続可能な社会保障制度の確立がなければ財政健全化も達成できない。

歳出削減とは必要ない話ではない。むしろ必要。

3. 財政の健全化に向けて

20~30年後の若年人口の減少は常務局の統計で明らかである。明確な事実に対してどう対応するか。

(1) 財政健全化目標

デフレを脱却しなければ税の増収は困難であり、将来の経済成長も財政の健全化も達成できない。財政規律の欠如は、国債への信認を失い長期金利の急上昇など安定した経済成長は期待できない。

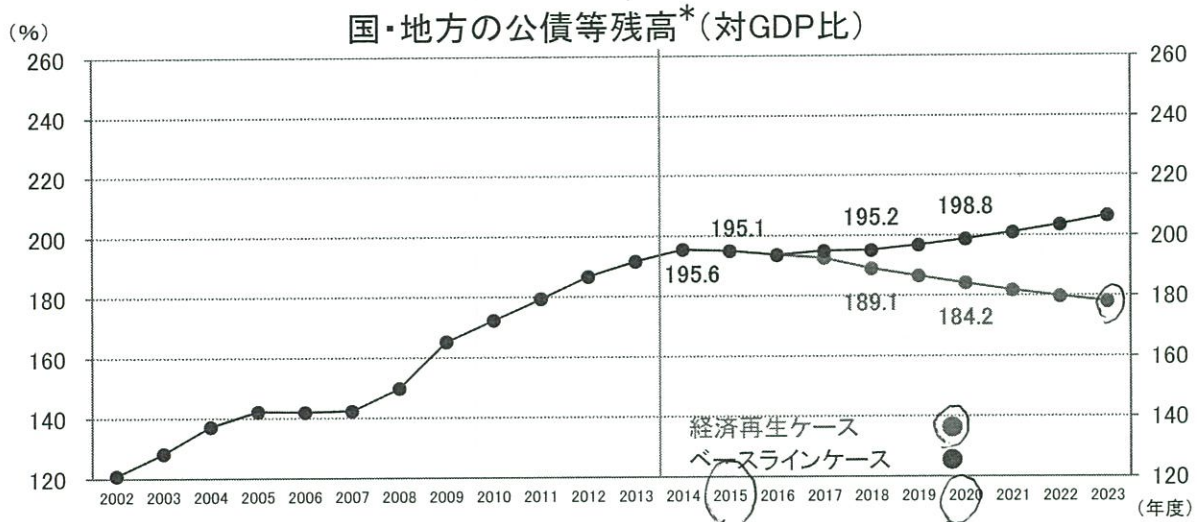
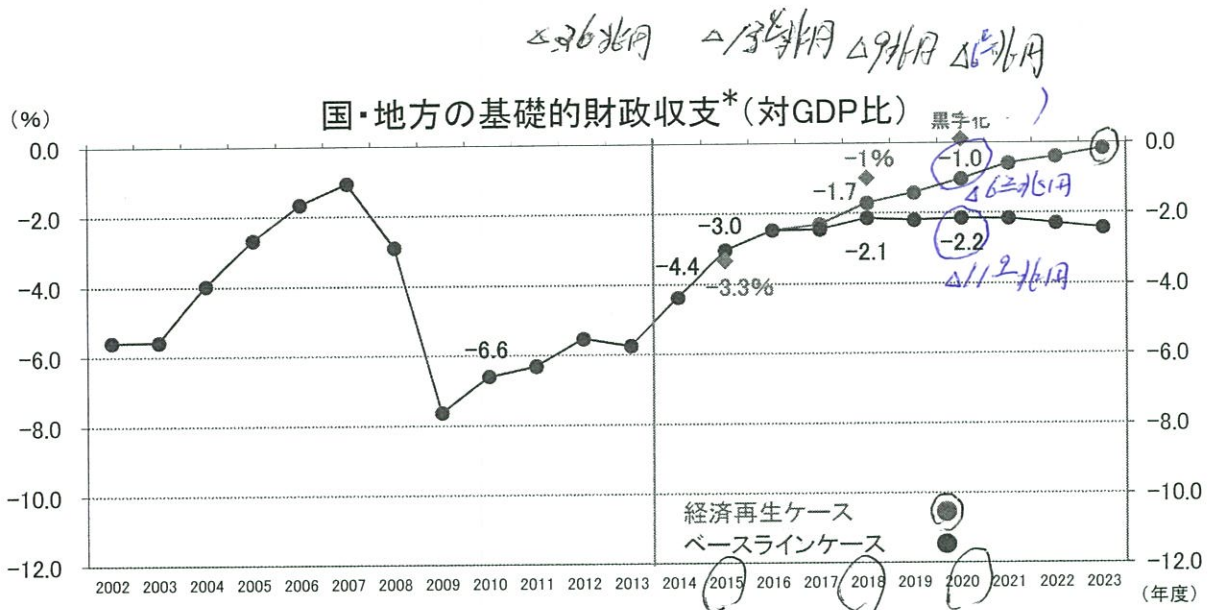
(2) 行政改革の徹底

財政改革は歳入増と歳出削減の二方策しかない。税の増収は、経済成長の成果と考え、先に増税に頼ることは本末転倒である。経済成長と併せて確実な歳出削減に成功できなければ将来はないということを認識して、経済成長を図り、社会保障費をはじめ各歳出分野の削減目標を明確にする必要がある。

(3) 健全化を達成するための個々の積上げが必要である。

中長期の経済財政に関する試算

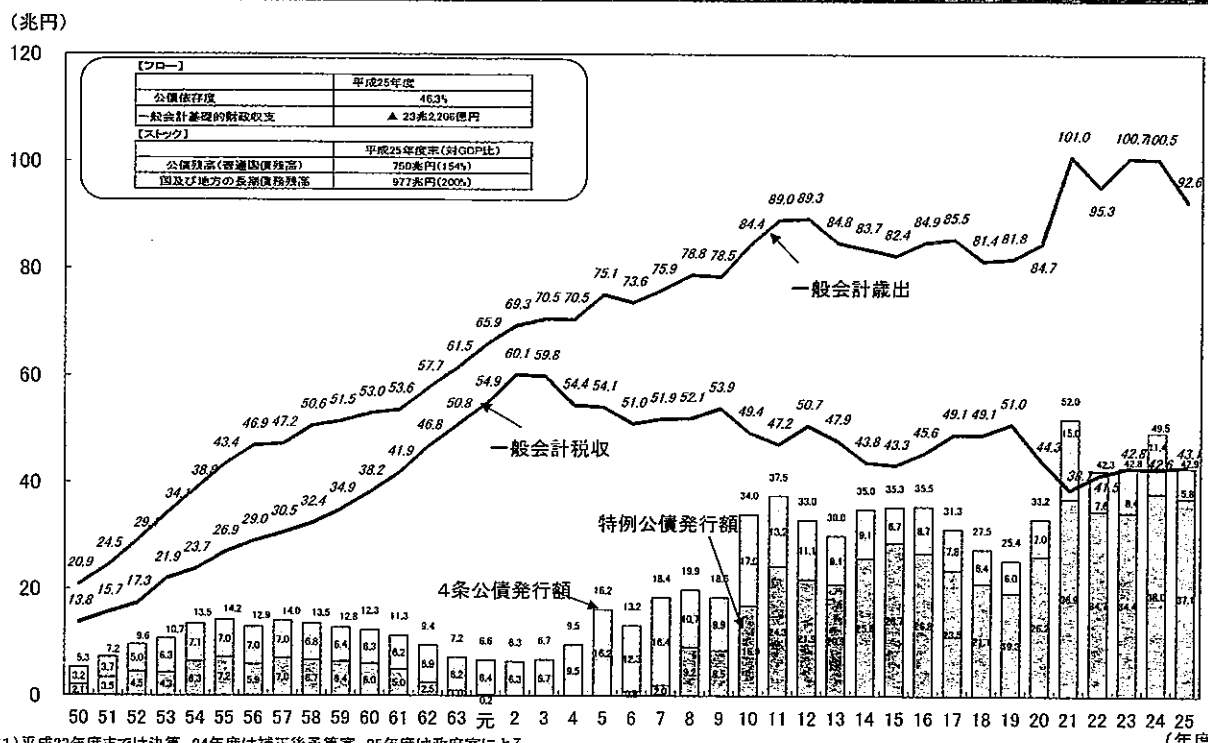
2-2



* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

資料 I

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移



(注1) 平成23年度までは決算、24年度は補正後予算案、25年度は政府案による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
 (注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

財政再建の順序は？

H26.12.01

H26.02.24

A→B→C か？

C→B→A か？

財政再建

A 増 税

B 経済活性化

売上アップ、給料アップ

C 歳出削減

対大企業に対して
ハトメを緩めたい
いけぬ。

(何故消費が活性化しないか)

今日の夕方、コザで乗ったタクシーの話好きなドライバーとの会話である。

“忘年会などはどうですか。去年より景気がいいようだが”

“いや景気は良くないね。特に自分たちには……”

“何故？ 街は賑やかな感じだが……”

“消費税でさっぱりだね。4月から消費税がupしてこたえるね。今まで1日の水揚げが30,000円とすると、3%の900円が売上から差引かれると言った感じ。スーパーで買物をしてもついつい弱気になる。”

“やはり、収入が上らないことにはね。”

“スーパーの従業員も給料が上がらない。みんな買物にビクビクしている。”

“なるほど……”

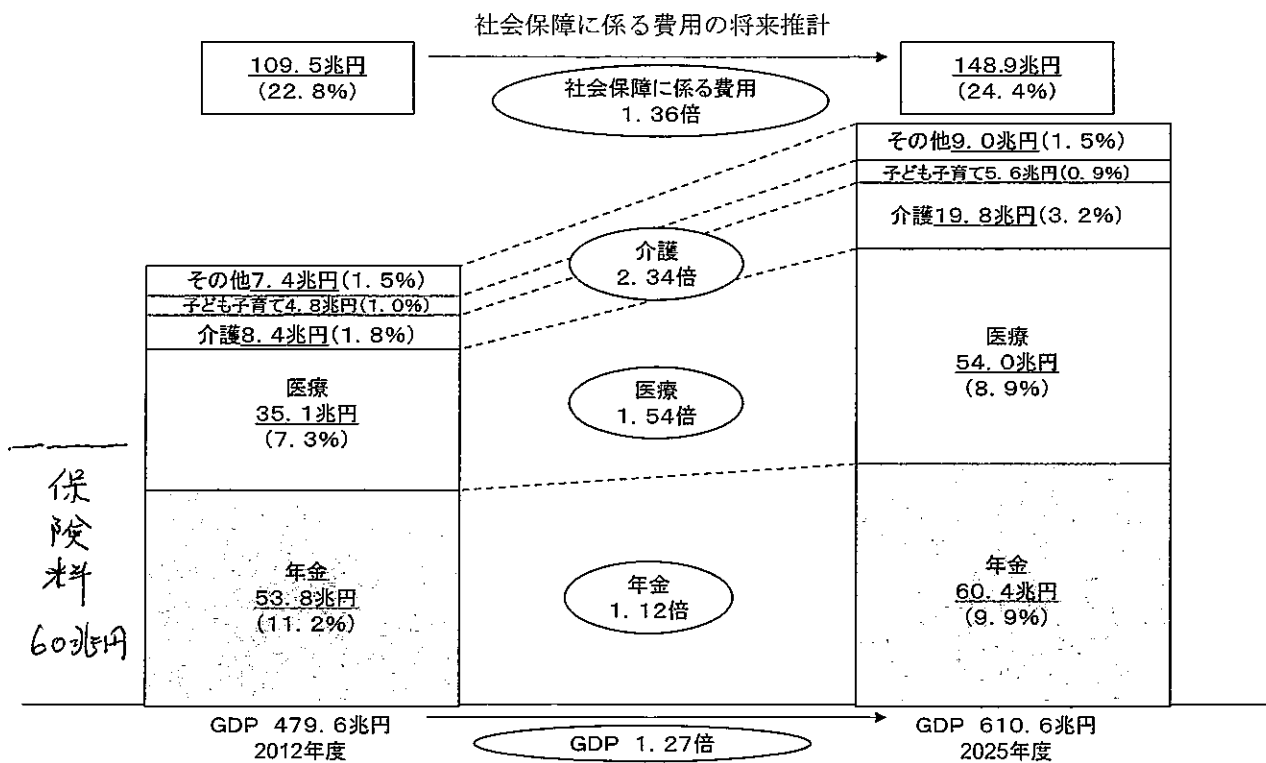
“給料や売上をアップしてから、消費をさせてそれでも不足なら、強気に消費税を上げるべきだったね。政府はそんなことが解らないのかね。ハハハハハ……”

“……”

資料IV

社会保障給付費の見通し

今後、高齢化に伴って、医療・介護をはじめとして、経済成長や税収・保険料収入以上に支出が伸びると見込まれる。税制抜本改革による安定財源確保とともに、支出の抑制が必要。



(出典)平成24年3月30日厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」より作成。

(注1)表記額は実額、()内の%表示はGDP比。

(注2)「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

保険料収入の範囲内で改革を考えると
社会保障の改革は厳しい。

社会保障制度の自立性

H26.02.24

年金のバランスシート

年金保険料 (出生率に依存) 将来に渡って徴収 されるべき保険料	責任準備金 (2,000 兆円) 人口、年令構成、国民所得等 から算出される将来の必要額
現在の積立金(140 兆円)	

2010 年 12 月光文社刊 高橋洋一著 「バランスシートで考えれば、世界の仕組が分かる」より

(那覇法人会での議論)

- (1) 保険金は保険料に対して弾力的 (不足計算)
- (2) 企業は保険料等の 50% 負担 (企業の発言)
- (3) 税金の投入時期 (計算はして、最後でいいのでは)

8/31 '15
の巻

○議員委員（女性部）

女性部会、青年部会を通して租税教育活動を実施している。進め方や実施時期などの点で、難しく悩んでいる部分もあるが、自分たちも勉強をしていながら、これからの時代を担う子供たちに身近にある税金の大切さを教えていきたいと思っている。ご支援をよろしくお願いしたい。

○山内委員（沖縄）

わが国の将来を考えて議論をしようということを委員長が挨拶の中で言われていたが、将来、人口減少や高齢化の問題に直面することは確実であり、何年も前から言われてきたことでもある。そういったことを踏まえて、国の根幹である税について議論すべきであると感じた。

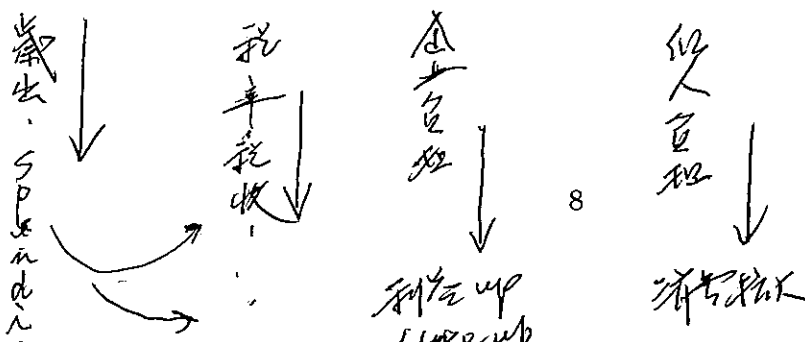
以上の発言の後、柳田委員長より「提言書の作成にあたっては、委員からの意見を踏まえた上で、「税制・税務小委員会審議結果」に基づき検討することによってよい」と諮ったところ承認された。

3. 起草検討会の設置について

鈴木事業部次長より、議案書に基づいて説明があった後、柳田委員長が本件について諮ったところ、原案どおり「起草検討会」の設置が承認された。

その後、柳田委員長の指名により次のとおり起草検討会のメンバーが選任された。

(敬称略)			
柳	田	道	康（税制委員長：東京）
長	谷	川	勝 一（税制副委員長：神奈川）
林	田	俊	一（税制委員：福岡）
岩	崎	慶	市（全法連税制顧問）
青	山	慶	二（税制アドバイザー）
横	山	恒	美（全法連専務理事）



9/2 '15
9巻見

〈審議経過〉

審議に先立ち、小林事務局長から出欠状況の報告があり、続いて、柳田委員長（東京）から開会の挨拶があった。

その後、柳田委員長が議長となって審議に入った。

1. 平成28年度税制改正に関する提言（案）について

(1) 提言（案）の策定

矢田事務局次長から、議案書に基づいて取りまとめの経緯について説明があった。

続いて、事務局が別冊「平成28年度税制改正に関する提言（案）」の「基本事項」(《はじめに》《基本的な課題》《税目別の具体的意見》)を朗読し、その後、提言案を起草した岩崎税制顧問から概要説明があった。

柳田委員長より内容について意見を求めたところ、次の発言があった。

○山内委員（沖縄）

「Ⅰ. 税・財政改革のあり方」の冒頭部分で、歳出の改革については、社会保障費の抑制が重要であるというようなことがわかりやすく書かれているが、歳入の改革については、「消費税引き上げによる社会保障財源確保という歳入改革に乗り出した」という記載だけである。これだけでは、歳入改革については、税金が際限なく上がっていくだけという印象しか受けない。税金が上がるだけの改革というのはありえないと思うが、どのように考えたらいいいのか。

○岩崎税制顧問

ここでは、歳出と歳入の一体改革を強調している。これは「骨太の方針2006」の「歳出・歳入一体改革」を念頭に置いたものであり、この中では、黒字化するのに必要な金額をまず算出して、それをどうやって確保するかについて、まず歳出でどこまで削減できるかを出して、不足分を増税で賄うということを明確に打ち出していた。こういった手法を取らなければ、財政健全化は、絵に描いた餅で全く進まない。今回、最も強調しているのは、税収は景気によって左右されるので、自然増収しか頭がないというのは、あまりにも考えが甘く、そんなことでは、しっかりとした健全化計画にはならないのではないかということである。そのようにご理解いただければと思う。

○飛田委員（徳島）

「1. 財政健全化に向けて」の(1)で書かれていることは、まさにその通りであるが、「デフレ脱却」や「経済再生」は、財政健全化を進めていく中で重

増税の影響とアベノミックス

消費税が5%に上がると、単純(直線的)には、次のような感じを受ける。
これは、私の個人的な感想であるが…

	消費増税	受けとめ	結果	望ましい解決策
消費者	5%	13兆円の 物価上昇 (高い買物)	消費減少	給与5%アップ など収入増加
事業者	5%	13兆円の 原価アップ圧力 (高くなる原価) (競争激化)	収益減少 又は 値上げ	売価5%アップ でも売れる経済 環境
政府等	5%	13兆円の増収	財政支出 (政治、官の権限増大)	増収による財政改革

アベノミックスと今回の消費増税が1997年のような経済失速を招かないため
には、単純に言えば、消費者の給与等のアップ又はアップ期待が必要であり、
また事業者の景気上昇又は上昇期待が必要である。

増税の影響

税率を上げることだけが財政を救済することにはならない。消費増税5%で社会的損失は△5%（政府+5%）で済むのか。

エール大学の浜田宏一先生のご講演によると、消費税が(仮に5%)増税されて、それが物価に上乗せされると、当然、消費需要は減退する。即ち、国民全体の需要を減少させ、国民所得を減少させる。価格メカニズムは、生産者の生産による販売価格がどれだけかかり、それに消費者がいくら払うかを媒介として、資源の分配を能率的にしようとするものである。ところが消費者の支払った仮に(仮に5%)が政府の懐に入るとなると消費者のシグナルが生産者に伝わらなくなる。

また、生産者のコストも、(仮に5%)増税でしか消費者に伝わらなくなる。
このように税(たとえば消費税)は、需要のシグナルと供給のシグナルの間に楔を設けるのである。消費税の増税率が5%になると、社会的な損失は5%ではなく、その増税割合2倍($10\% \div 5\%$)の2乗、つまり20%($2^2=4$)となるのだ。
()は仮に入れたもの

これに関して浜田先生は近著（アベノミクスと TPP が創る日本 2013 年 11 月 講談社刊）において、「消費税率引き上げは、カニ（国民）から猿（財務省）がおにぎりを奪おうとするもの。（中略）国民から今すぐおにぎりを取り上げ空腹にさせるほどのものではないことは確かです。」と。2 年に渡る日本の世界に例のない大幅な消費税率引き上げを（いずれは必要としても）かなり急激な変化として賛成はされていない。

(5) 社会保障財政の長期見通し

EU では、加盟国が 50 年先までの人口に依存する財政支出（社会保障財源を含む）を予測することによって、財政運営の課題を明らかにする作業が定期的に行われており、日本においても、社会保障財政の長期見通しを行ない課題を明らかにする必要がある。現在だけを考えて負担を先送りにする事態はより悪くなることを理解すべきだ。

(6) 財政再建の見通し

消費税率 10% で財政再建は出来るかという点、それは全く不可能である。社会保障給付費は年 103 兆円、その中で△41 兆円が不足している。6 頁にもあるが、消費税率 5% 引き上げ分をすべて社会保障財源に回しても、不足分は尚△17 兆円が不足分となる。

確かに、高齢化が進展する将来に向けて、現在の社会保障負担を先送りするのは問題である。しかし、社会保障負担の増も現在の社会情勢の変化の一つであり、このような変化に対応する抜本的な対策が必要である。27 兆円もの消費税率を社会保障費に投入するとはあきらかに行ない、それでも足りない社会保障費を課税として消費税率の増税を画するような国家の将来はない。

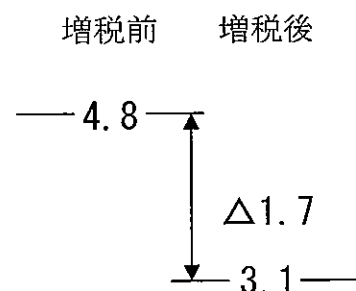
人口減少問題もあるが、高齢化問題も重要である。高齢化にもかかわらず、過去の時代の社会保障制度を維持しようとするのが問題である。△17 兆円の不足は、増税後の消費税率を更に 7% 程度の引き上げが必要なのである。

人口減少と高齢化問題を考えると、消費税率 17% 以上が必要になる。

3. 増税前後の経済成長率と賃金指数

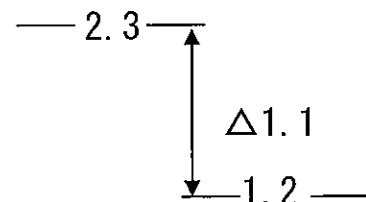
(H1 1989 年の増税) 0%→3%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
	兆円	%	千円	%
1986 (S61)	378.0	2.8	220.6	3.2
1987 (S62)	396.9	5.0	226.2	2.5
1988 (S63)	423.3	6.7	231.9	2.5
1989 (H1)	441.6	4.3	241.8	4.3
1990 (H2)	467.9	6.0	254.7	5.3
1991 (H3)	478.0	2.2	266.3	4.6
1992 (H4)	483.1	1.1	275.2	3.3
	非正規比率		(20%)	



(H9.4 1997 年の増税) 3%→5%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
1994 (H6)	490.7	1.1	288.4	2.6
1995 (H7)	502.8	2.5	291.3	1.0
1996 (H8)	520.1	3.4	295.6	1.5
1997 (H9)	521.3	0.2	298.9	1.1
1998 (H10)	518.4	(-)0.6	299.1	0.1
1999 (H11)	525.7	1.4	300.2	0.5
2000 (H12)	540.4	2.8	302.2	0.5

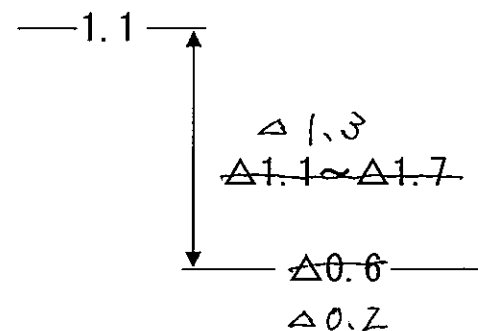


(24%)

(GDP：内閣府四半期別 GDP 速報－平成 12 年基準)

(H26.4 2014 年の増税) 5%→8%、10%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
2011 (H23)	510.0	(-)0.4	296.8	0.2
2012 (H24)	518.9	1.7	297.7	0.3
2013 (H25)	527.3	1.6	295.7	Δ0.7
2014 (H26)	527.5	0.0	299.6	1.3
			(37%)	
2015 (H27)	525.7	(-)1.0		
2016 (H28)				
2017 (H29)				



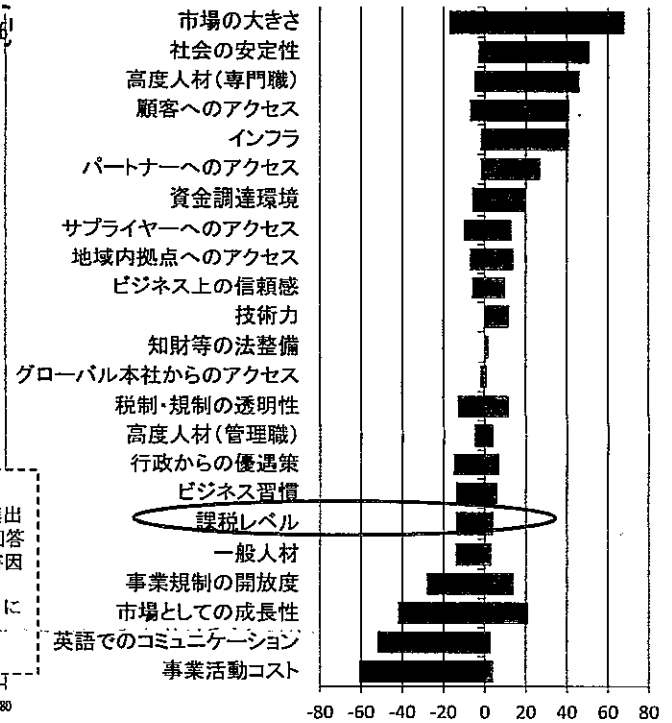
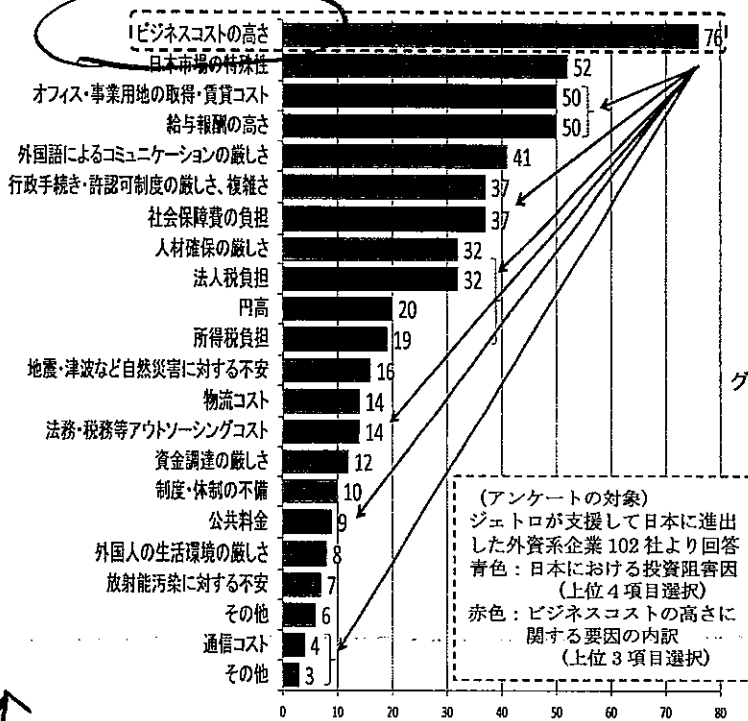
(GDP：内閣府四半期別 GDP 速報－平成 17 年基準)

(厚生労働省 賃金構造基本統計調査)

日本の立地環境

日本における投資阻害要因(外資系企業の声)

日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



(出所) 日本に進出した外資系企業に対する日本における投資阻害要因アンケート調査 (平成 25 年 3 月ジェトロ)

(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月アセア経済産業省委託調査)

日本は儲からない経営環境なのかな？

企業の収益力

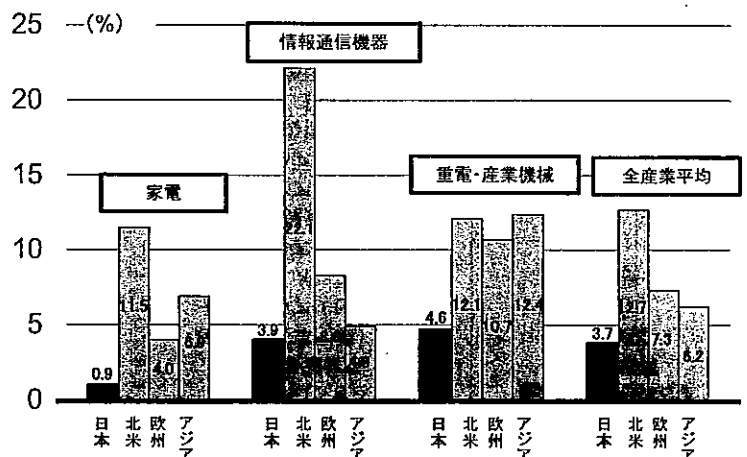
- 納税の発生する利益計上法人の事業コスト (営業費用 (売上原価、販管費)、営業外費用、特別損失) は売上げの約 95%。一方、売上げに対する法人税額は 1.4% 程度。
- 日本企業の利益率は国際的に見て極端に低い水準。

利益計上法人の利益構造 (対売上比率)

	日 本		韓 国	
	金額 (兆円)	構成比	金額 (兆ウォン)	構成比
売 上	767.1	100.0%	3,450.1	100.0%
税引き前利益	39.2	5.1%	258.4	7.5%
申告所得金額	33.9	4.4%	228.1	6.6%
法 人 税 額	10.4	1.4%	39.6	1.1%
利益計上法人割合	27.7%		67.6%	

(出所) 日本: 平成 23 年度会社基本調査 (国税庁) より推計。韓国: 2012 年統計年報 (韓国国税庁)
(注 1) 日本の税引き前利益は、申告所得金額に受取配当及び海外子会社から受け取る配当等の益金不算入額と繰越欠損金の当期繰戻額を加算し、寄附金及び交際費等の損金不算入額を控除して算出。
(注 2) 日本: 利益処分後の法人税額に、所得税額控除額及び外国税額控除額を加算して算出。韓国: 支払税額に外国税額控除額及び最低限税額を加算して算出。

売上高営業利益率の国際比較



(出所) 日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状 (日本機械輸出組合)

11 12月地方の財政収支

	<u>国</u>	<u>地方</u>	<u>国債</u>	<u>計</u>
(一) 歳入	(97)	(86)	(30)	(153)
公債	34	9		43
税収	58	41		99
税外収入	5	6		11
地方交付税		17	(17)	0
国庫補助金		13	(13)	0
(二) 歳出	(97)	(86)	(30)	(153)
公債	24	13		37
交付金	15		(15)	0
文教	5			5
公共	6			6
防衛	5			5
その他	10	5	(2)	13
給与		20		20
行政費		26	(13)	23
投資		12		12
社会福祉	32			32

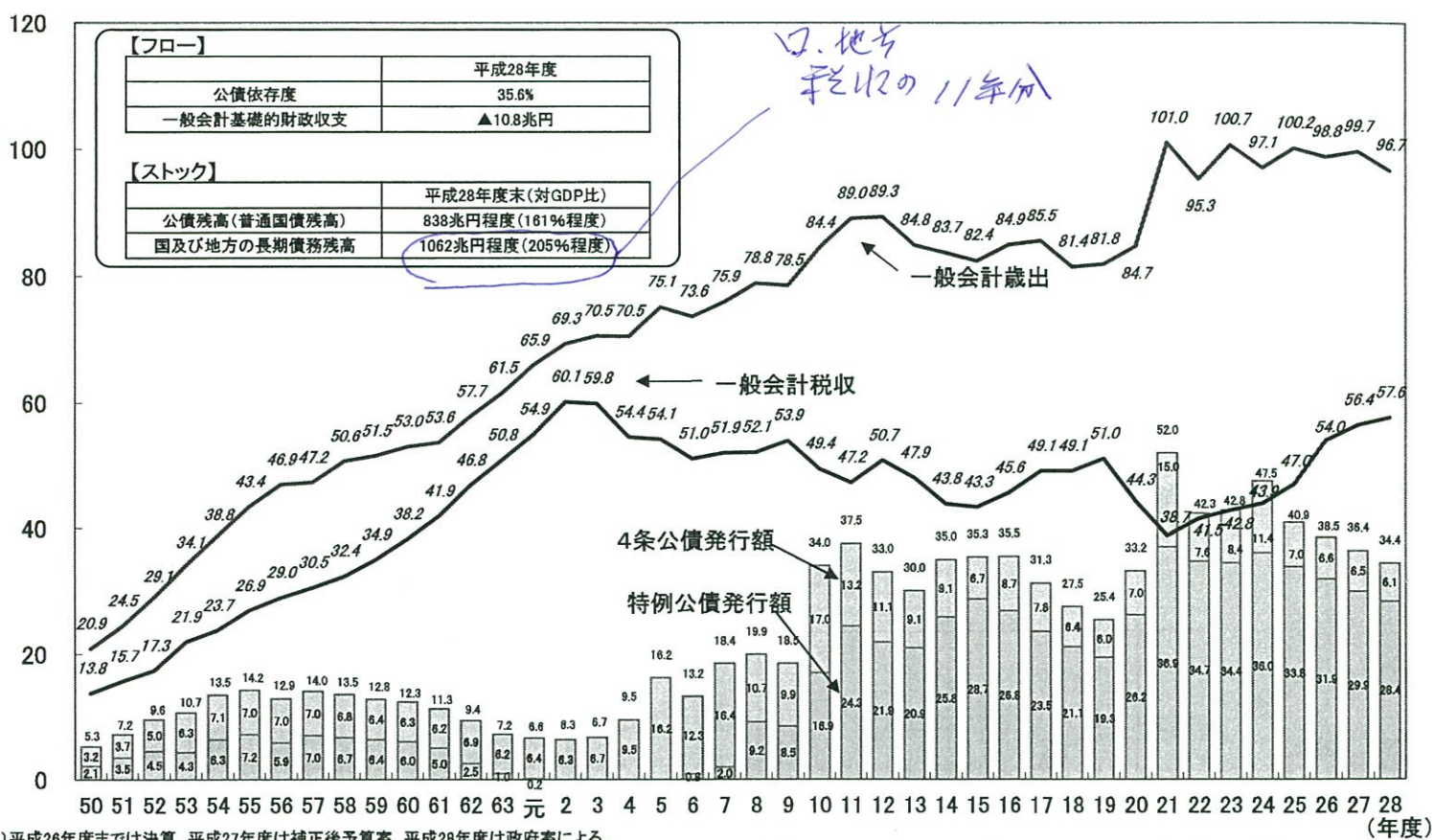
12 地方分権の意義と経過

- (1) 明治に乗り中央集権制を定む (2) 地方は対等の関係
- (2) 依存政治感覚の改善 行政は市町村で行うものの
本来は市町村、役割による行政を行う
- (3) 地方地域への自治の手法は限界に達している
- (4) 中央主導の一律行政では、自治体の工夫が成果を生み出せない
- (5) 地方を行うべき事業の限定
- (6) 東京集中という問題
代田、中央、港、新田は国体の中心地
- (7) 地域内の調整 東京 ----- 沖縄
の問題
- (8) 長期債務の負担問題
see 21
- (9) 経過

★一次地方分権	1994 ~ 2000
★二	2007 ~ 2014

(2) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)



平成26年度までは決算、平成27年度は補正後予算案、平成28年度は政府案による。
 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

(5) 国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円程度)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績見込>	平成28年度末 (2016年度末) <政府案>
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	621 (613)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	842 (798)	866 (818)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	594 (586)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	812 (768)	838 (790)
対GDP比	58% (57%)	91% (89%)	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	141% (139%)	149% (146%)	154% (149%)	158% (152%)	161% (153%)	161% (152%)
地方	163	198	197	199	200	200	201	201	201	199	196
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	42%	42%	41%	40%	38%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	820 (812)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,041 (997)	1,062 (1014)
対GDP比	108% (108%)	138% (136%)	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	196% (194%)	201% (196%)	204% (199%)	207% (198%)	205% (195%)

(注1) GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。

(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計にいて負担。平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:7.8兆円、平成28年度末:7.6兆円)及び、基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円)を普通国債残高に含めている。

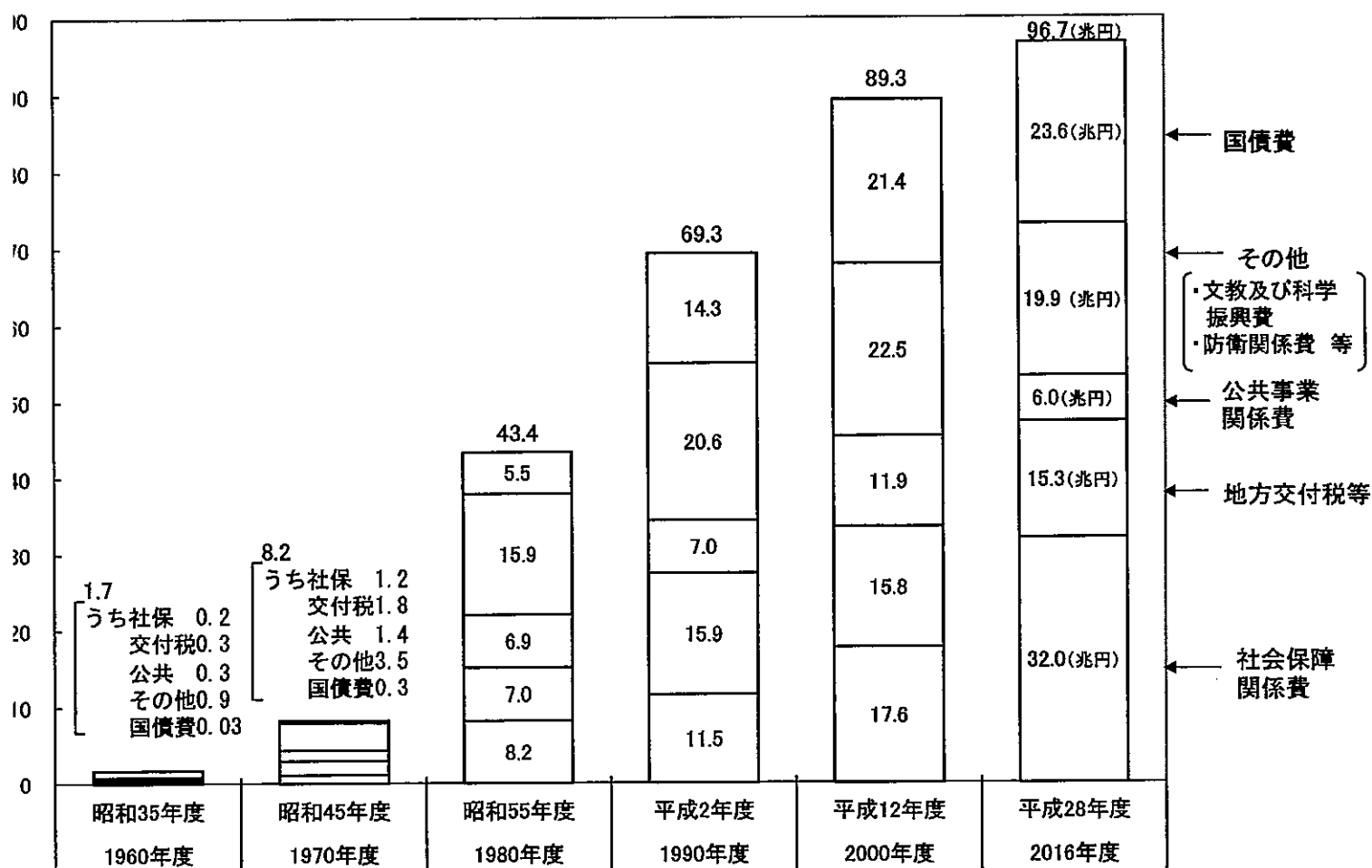
(注3) 平成26年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成27年度末、平成28年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成28年度末で32兆円程度)である。

(注5) 平成27年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成28年度末の財政投融資特別会計国債残高は94兆円程度。

7) 一般会計歳出の主要経費の推移



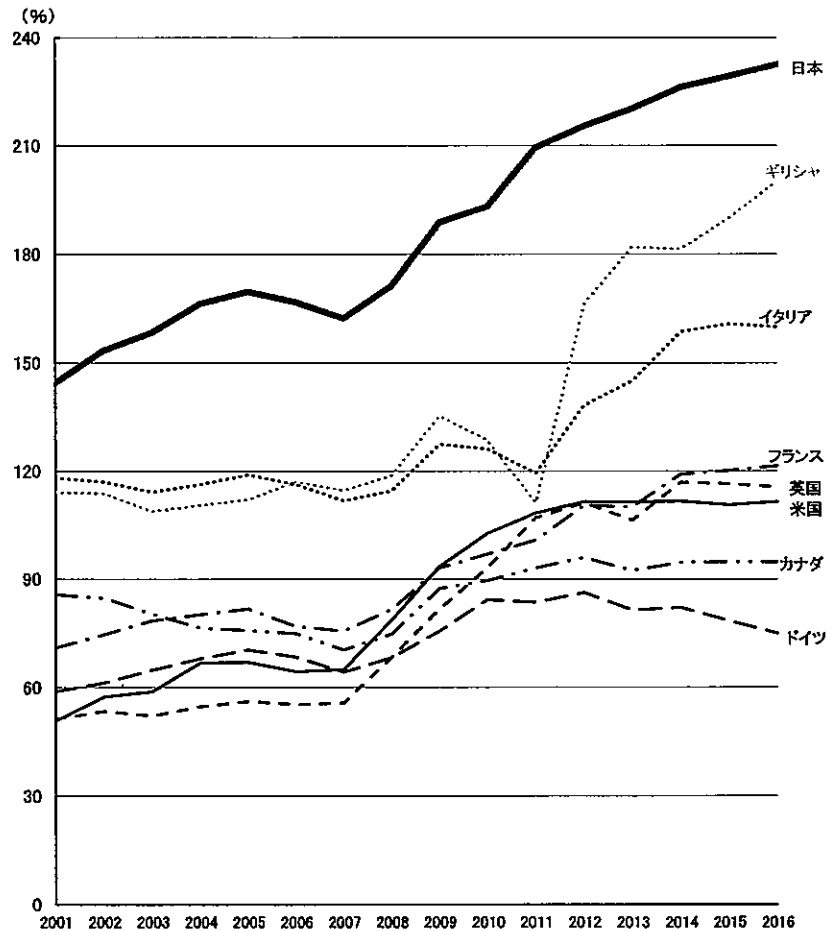
(注) 平成12年度までは決算、平成28年度は政府案による。

参考2) 債務残高の国際比較（対GDP比）

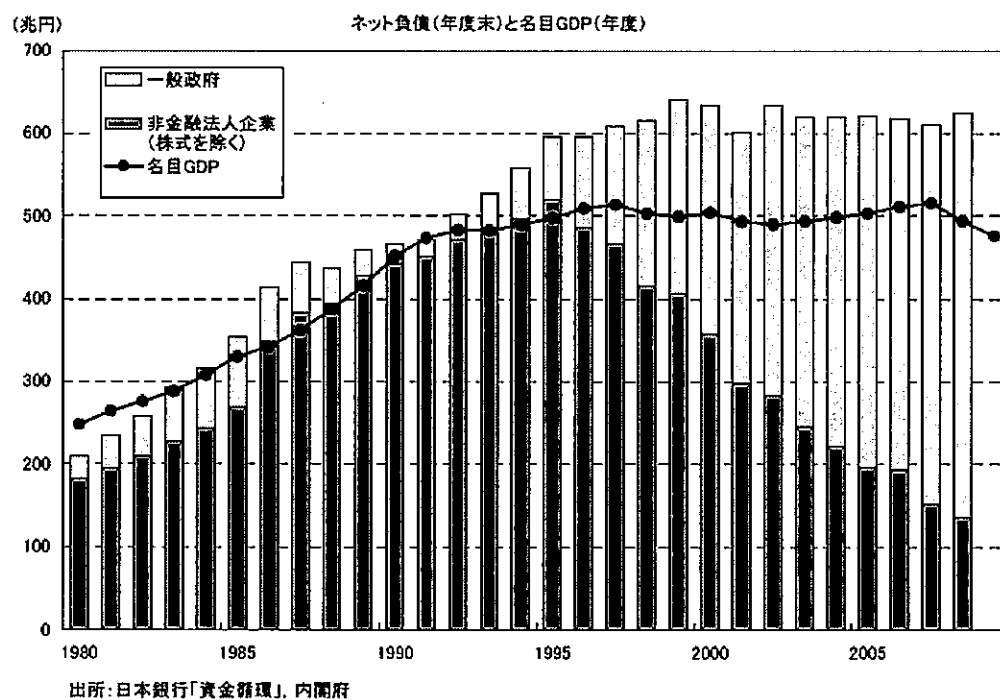
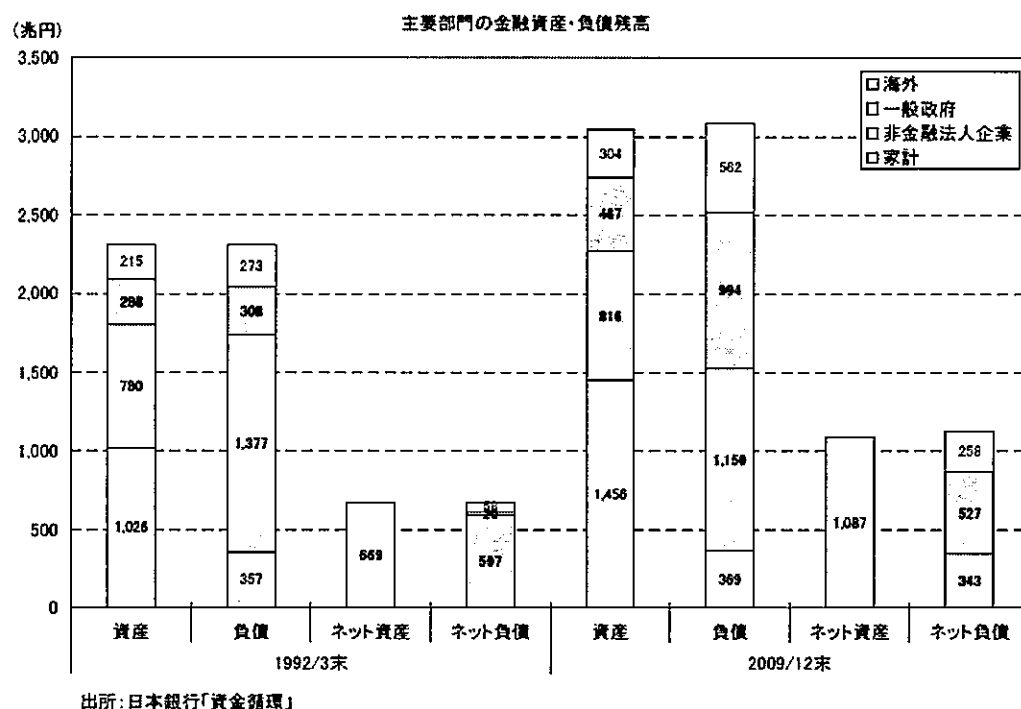
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
本	144.4	153.5	158.3	166.3	169.6	166.8	162.4	171.1
国	50.7	57.4	58.8	66.7	66.9	64.4	64.9	78.6
国	51.3	53.4	52.2	54.7	56.1	55.3	55.6	68.3
イツ	58.8	61.3	64.7	68.0	70.4	68.3	64.2	68.2
ランス	70.9	74.6	78.5	80.2	81.8	76.8	75.6	81.6
タリア	118.1	117.0	114.2	116.2	118.9	116.2	111.7	114.5
ナダ	85.7	84.8	80.3	76.5	75.8	74.9	70.4	74.7
ロシア	114.0	113.7	108.8	110.3	112.0	116.9	114.6	118.6

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
本	188.8	193.2	209.4	215.4	220.3	226.1	229.2	232.4
国	93.5	102.7	108.3	111.4	111.4	111.6	110.6	111.4
国	81.7	93.0	106.9	111.2	106.4	116.8	116.4	115.5
イツ	75.6	84.2	83.6	86.3	81.4	82.1	78.5	75.0
ランス	93.2	96.9	100.8	110.5	110.1	119.1	120.1	121.3
タリア	127.3	126.0	119.4	138.1	145.0	158.7	160.7	159.9
ナダ	87.4	89.5	93.1	95.9	92.3	94.6	94.8	94.8
ロシア	135.2	128.6	111.2	166.2	182.0	181.3	190.0	200.0

出) OECD "Economic Outlook 98" (2015年11月)
数値は一般政府ベース。



日本経済が停滞する一方で外国の成長が続けば、日本の地盤沈下と生活水準の低下は避けられない。日本が心配すべきは財政赤字ではなく世界経済の成長に残されないことであり、それが消費税増税や政府支出削減で達成できないことは間違いない。



(※1) Dean Baker, "Politicians ignore Keynes at their peril", "Japan's Central Bank Holds Much of Japan's Debt"

(※2) 2009年の経常収支は対GDP比で日本が3%の黒字、ギリシャは11%の赤字。両国の共通点は、割高な為替レートが輸出競争力を損なっていることである。

(※3) 日本人は状況が悪化すると「企業努力が足りない→もっと頑張る」とミクロ的・対内的解決を志向するが、外国人は「不当な競争条件に置かれている→政府に競争条件を修正させる」とマクロ的・対外的解決を志向する。この違いは特に為替レートにおいて顕著である。

関連コラム

[2005.10.25] 財政赤字の真実

このコンテンツの著作権は、株式会社大和総研に帰属します。著作権法上、転載、翻案、翻訳、要約等は、大和総研の許諾が必要です。大和総研の許諾がない転載、翻案、翻訳、要約、および法令に従わない引用等は、違法行為です。著作権侵害等の行為には、法

X. 財政

調査時点 単 位 都道府県名	82 普通建設 事業費 (1人当)		83 地方税 (1人当)		84 地方債現在高 (1人当)		85 行政投資額 (1人当)	
	平成24年度	順位	平成24年度	順位	平成23年度末	順位	平成23年度	順位
	千円		千円		千円		千円	
	指標値		指標値		指標値		指標値	
全 国	50.70		125.55		680.22		167.21	
沖 縄 県	94.58	13	71.01	47	476.21	44	248.15	14
北海道	80.86	19	98.84	26	1,059.84	11	256.60	12
青 森 県	98.21	9	99.06	25	966.30	15	265.75	7
岩 手 県	95.62	10	92.80	32	1,165.67	5	382.30	1
宮 城 県	55.95	29	111.19	8	672.79	34	355.18	3
秋 田 県	94.67	12	84.10	41	1,201.69	2	254.81	13
山 形 県	72.07	22	90.14	34	1,008.18	13	247.38	15
福 島 県	75.64	21	103.13	18	678.85	32	261.35	10
茨 城 県	44.68	35	111.04	9	674.19	33	178.45	28
栃 木 県	44.69	34	113.48	5	534.56	42	174.35	29
群 馬 県	53.21	30	105.41	15	550.17	41	143.24	36
埼 玉 県	21.09	45	97.86	30	479.61	43	94.58	47
千 葉 県	23.09	44	102.26	19	443.73	45	99.57	44
東 京 都	56.10	28	323.91	1	439.99	46	165.95	30
神 奈 川 県	14.60	47	112.01	6	386.71	47	94.81	46
新 潟 県	82.13	18	101.10	22	1,184.30	4	291.27	5
富 山 県	101.88	6	107.79	12	1,074.06	10	292.16	4
石 川 県	85.52	16	109.26	11	1,050.44	12	231.05	19
福 井 県	107.07	4	120.79	3	1,104.93	8	264.27	9
山 梨 県	112.41	3	107.65	13	1,124.78	7	234.27	18
長 野 県	62.65	25	99.49	24	725.31	26	195.44	25
岐 阜 県	51.56	31	102.17	20	679.64	31	164.75	31
静 岡 県	42.51	37	114.72	4	668.95	35	138.74	38
愛 知 県	28.96	43	125.77	2	619.58	38	112.47	43
三 重 県	65.13	24	110.48	10	661.11	36	186.26	27
滋 賀 県	36.42	41	103.78	16	715.15	27	133.27	40
京 都 府	41.04	38	100.25	23	648.65	37	137.33	39
大 阪 府	19.71	46	111.97	7	614.95	39	95.49	45
兵 庫 県	39.30	40	101.44	21	739.03	25	128.05	42
奈 良 県	46.66	33	83.68	42	770.21	24	129.99	41
和 歌 山 県	114.94	2	84.43	40	894.91	17	258.56	11
鳥 取 県	100.68	7	86.36	38	1,125.91	6	264.38	8
島 根 県	164.28	1	87.61	37	1,394.52	1	373.20	2
岡 山 県	44.49	36	98.74	27	686.84	30	148.53	35
広 島 県	35.16	42	103.39	17	710.50	28	150.73	34
山 口 県	61.05	26	97.21	31	877.75	18	201.13	24
徳 島 県	77.95	20	97.99	29	1,200.43	3	213.79	21
香 川 県	48.59	32	106.79	14	829.00	21	163.81	32
愛 媛 県	59.77	27	88.70	35	700.01	29	160.36	33
高 知 県	104.30	5	79.99	44	1,078.46	9	280.50	6
福 岡 県	40.85	39	98.27	28	600.97	40	140.08	37
佐 賀 県	99.80	8	91.01	33	827.95	22	238.25	17
長 崎 県	94.92	11	77.46	46	837.67	20	208.10	22
熊 本 県	67.39	23	84.50	39	786.09	23	186.69	26
大 分 県	88.20	15	88.12	36	868.40	19	202.72	23
宮 崎 県	84.48	17	82.81	43	921.83	16	218.17	20
鹿 児 島 県	90.85	14	79.41	45	974.93	14	241.20	16
資料出所等	総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「都道府県別行政投資実績報告書」	
	メモ：都道府県データ。人口は総務省「平成25年3月31日現在住民基本台帳人口」		メモ：都道府県データ。人口は総務省「平成25年3月31日現在住民基本台帳人口」		メモ：都道府県データ。人口は総務省「平成25年3月31日現在住民基本台帳人口」		メモ：人口は総務省「平成25年3月31日現在住民基本台帳人口」	

X. 財政

調査時点 単位 都道府県名	78 歳出決算額 (1人当)		79 財政力指数		80 公債費負担比率		81 自主財源 (対歳出額)	
	平成24年度	順位	平成24年度	順位	平成24年度	順位	平成24年度	順位
	千円		—		%		%	
	指標値		指標値		指標値		指標値	
全 国	385.5		0.45529		22.2		45.49	
沖 縄 県	455.5	22	0.28249	43	16.5	42	21.49	45
北 海 道	450.3	23	0.38241	29	27.7	5	35.12	27
青 森 県	517.0	13	0.30281	35	25.9	11	30.51	34
岩 手 県	846.0	1	0.29038	40	21.1	31	28.27	39
宮 城 県	788.3	3	0.50292	17	11.1	46	31.64	33
秋 田 県	571.2	6	0.26648	44	26.6	8	35.25	25
山 形 県	499.6	15	0.30647	34	24.9	15	33.48	29
福 島 県	796.5	2	0.41304	24	17.6	41	22.84	43
茨 城 県	370.3	31	0.59309	8	19.3	36	44.59	11
栃 木 県	377.9	30	0.55096	12	19.2	38	48.71	8
群 馬 県	365.7	32	0.54867	13	19.3	37	47.09	9
埼 玉 県	223.4	46	0.73265	5	19.8	35	48.80	7
千 葉 県	255.0	45	0.74513	4	15.5	44	54.93	5
東 京 都	459.7	21	0.86449	3	9.8	47	80.63	1
神 奈 川 県	208.2	47	0.89979	2	14.4	45	58.47	2
新 潟 県	533.3	12	0.38531	27	28.0	3	42.23	14
富 山 県	492.3	16	0.42582	23	26.8	6	36.87	24
石 川 県	480.4	18	0.42919	22	26.7	7	37.19	22
福 井 県	552.6	10	0.36264	30	27.9	4	33.07	30
山 梨 県	537.1	11	0.36243	31	26.3	9	35.15	26
長 野 県	382.9	29	0.43222	20	24.4	18	37.23	21
岐 阜 県	350.2	36	0.48486	18	24.6	16	39.06	19
静 岡 県	290.5	43	0.66723	7	20.2	34	44.78	10
愛 知 県	285.3	44	0.92574	1	22.5	25	58.46	3
三 重 県	362.2	33	0.53762	15	21.8	30	34.70	28
滋 賀 県	334.5	38	0.51501	16	22.1	28	40.83	16
京 都 府	350.1	37	0.55732	11	18.0	40	43.90	12
大 阪 府	310.1	40	0.71737	6	16.3	43	58.40	4
兵 庫 県	358.6	34	0.58398	9	24.6	17	50.39	6
奈 良 県	327.2	39	0.39128	26	22.6	24	29.93	36
和 歌 山 県	560.7	9	0.29682	37	22.4	26	31.74	32
鳥 取 県	560.9	8	0.24400	45	23.3	20	20.72	46
島 根 県	736.5	4	0.22137	47	29.5	2	27.88	41
岡 山 県	352.8	35	0.47077	19	21.0	32	40.99	15
広 島 県	308.8	42	0.54627	14	22.0	29	40.62	17
山 口 県	446.6	25	0.39505	25	23.9	19	37.71	20
徳 島 県	578.6	5	0.28694	42	29.7	1	32.04	31
香 川 県	414.0	26	0.43059	21	20.6	33	40.32	18
愛 媛 県	408.7	27	0.38256	28	23.3	21	37.11	23
高 知 県	563.4	7	0.22833	46	25.6	13	20.55	47
福 岡 県	308.9	41	0.57224	10	18.2	39	42.84	13
佐 賀 県	503.1	14	0.30209	36	22.2	27	28.26	40
長 崎 県	469.5	19	0.29140	39	22.7	23	26.26	42
熊 本 県	405.7	28	0.35207	32	22.8	22	29.29	37
大 分 県	461.3	20	0.33356	33	25.2	14	30.14	35
宮 崎 県	481.9	17	0.29523	38	26.0	10	28.94	38
鹿 児 島 県	449.6	24	0.28977	41	25.8	12	22.37	44
資料出所等	総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「平成24年度都道府県決算状況調」		総務省「平成24年度都道府県決算状況調」	
	メモ：都道府県データ。総務省「平成25年3月31日現在住民基本台帳人口」		メモ：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値		メモ：公債費充当一般財源の一般財源に対する割合		メモ：自主財源＝地方税＋分担金・負担金＋使用料＋手数料＋財産収入＋諸収入	

調査時点 単位 都道府県名	71 新聞発行部数 (1世帯当)		72 肥満傾向児 出現率 (11歳)		73 痩身傾向児 出現率 (11歳)		74 書籍・雑誌 販売額 (1人当)	
	平成25年度	順位	平成25年度	順位	平成25年度	順位	平成24年度	順位
	部		%		%		円	
	指標値		指標値		指標値		指標値	
全 国	0.86		9.37		2.82		22,948	
沖 縄 県	0.62	46	11.13	10	2.28	34	13,539	47
北 海 道	0.74	40	14.57	1	3.43	9	26,200	6
青 森 県	0.83	32	11.95	8	2.90	22	21,864	23
岩 手 県	0.77	37	11.47	9	2.20	37	20,749	30
宮 城 県	0.72	42	10.92	12	3.09	15	22,533	18
秋 田 県	0.91	22	12.40	6	2.04	40	23,879	12
山 形 県	1.05	6	12.56	5	1.64	44	21,872	22
福 島 県	0.92	21	14.01	2	2.37	30	20,885	28
茨 城 県	0.96	16	12.73	4	2.34	33	18,978	40
栃 木 県	0.99	12	13.26	3	1.46	47	21,695	24
群 馬 県	1.09	2	10.24	14	4.14	4	24,862	8
埼 玉 県	0.86	28	8.98	27	3.23	12	19,832	36
千 葉 県	0.86	28	7.55	42	2.68	25	20,467	33
東 京 都	0.80	35	9.12	25	3.16	14	32,629	1
神 奈 川 県	0.80	35	8.95	28	2.64	26	22,263	19
新 潟 県	0.88	26	8.68	33	2.96	19	24,358	9
富 山 県	1.09	2	9.31	22	4.21	3	23,989	10
石 川 県	1.05	6	9.21	23	2.95	20	22,123	20
福 井 県	1.09	2	7.75	40	3.02	16	27,805	2
山 梨 県	0.98	14	9.61	19	3.83	7	23,193	14
長 野 県	1.04	8	8.54	34	3.85	6	25,894	7
岐 阜 県	1.01	10	8.69	32	2.21	36	21,424	25
静 岡 県	0.90	24	7.29	43	2.23	35	23,190	15
愛 知 県	0.90	24	8.41	35	2.79	24	26,978	4
三 重 県	0.94	17	8.81	31	4.70	2	20,951	27
滋 賀 県	1.00	11	6.46	47	3.60	8	27,631	3
京 都 府	0.93	18	6.96	46	5.20	1	21,323	26
大 阪 府	0.88	26	9.20	24	2.12	39	20,813	29
兵 庫 県	0.93	18	7.63	41	2.95	20	20,662	31
奈 良 県	1.11	1	7.11	45	3.17	13	22,068	21
和 歌 山 県	0.98	14	11.07	11	3.30	11	20,576	32
鳥 取 県	1.06	5	7.13	44	2.46	29	19,310	39
島 根 県	1.02	9	9.03	26	1.59	46	20,383	34
岡 山 県	0.85	31	9.58	20	2.98	17	20,144	35
広 島 県	0.82	33	7.85	39	1.97	42	23,920	11
山 口 県	0.99	12	8.85	30	2.49	28	18,782	41
徳 島 県	0.93	18	9.40	21	1.60	45	26,234	5
香 川 県	0.91	22	9.91	17	1.96	43	23,120	17
愛 媛 県	0.77	37	8.35	36	4.02	5	23,125	16
高 知 県	0.68	44	9.92	16	2.20	37	23,696	13
福 岡 県	0.82	33	7.97	38	2.03	41	18,546	42
佐 賀 県	0.86	28	9.90	18	2.50	27	16,479	46
長 崎 県	0.72	42	8.89	29	3.31	10	18,125	43
熊 本 県	0.65	45	12.17	7	2.35	31	17,077	44
大 分 県	0.77	37	8.35	36	2.35	31	19,338	38
宮 崎 県	0.73	41	10.36	13	2.83	23	17,065	45
鹿 児 島 県	0.56	47	10.04	15	2.97	18	19,350	37
資料出所等	一般社団法人 日本新聞協会「日刊紙の都道府県別発行部数と普及度」		文部科学省「学校保健統計調査」		文部科学省「学校保健統計調査」		総務省統計局「平成24年経済センサス活動調査」	
			メモ：肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から求められる肥満度が20%以上の者		メモ：痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から求められる肥満度が-20%以下の者		メモ：人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口	

ず、財政力格差をある程度緩和するために東京特別州の歳入を用いて最小限の財政調整を行う。しかし、現行の地方交付税制度のように国が地方の歳入総額を保障する仕組みでは、2/
国による地方への関与の増大だけではなく、結局は、現在と同様に、地方が国に依存する体質を残すことになる。よって、現行の地方交付税制度を改め、地方が自主財源を増やそうとするインセンティブをもてるような制度としなければならない。

したがって、考えられる財政調整制度は、歳出を保障するためのものではなく、格差の緩和を目的とするものでなければならない。

3. 長期債務負担の取り扱い

(1) 中間報告書にて提示した考え方

国と地方の長期債務残高は2010年末時点で862兆円に達し、国の一般会計歳入総額に占める公債金収入の割合は48%（平成22年度当初予算）になる見込みである。また、国税に対する国債費（国債の元利償還費）の割合は、図1から60%近くに達し、地方税に対する公債費（地方債の元利償還費）の割合は40%近くに達しようとしている。しかし、地方交付税を考慮すると、前者は100%を超え、後者は20%近くにまで低下する。

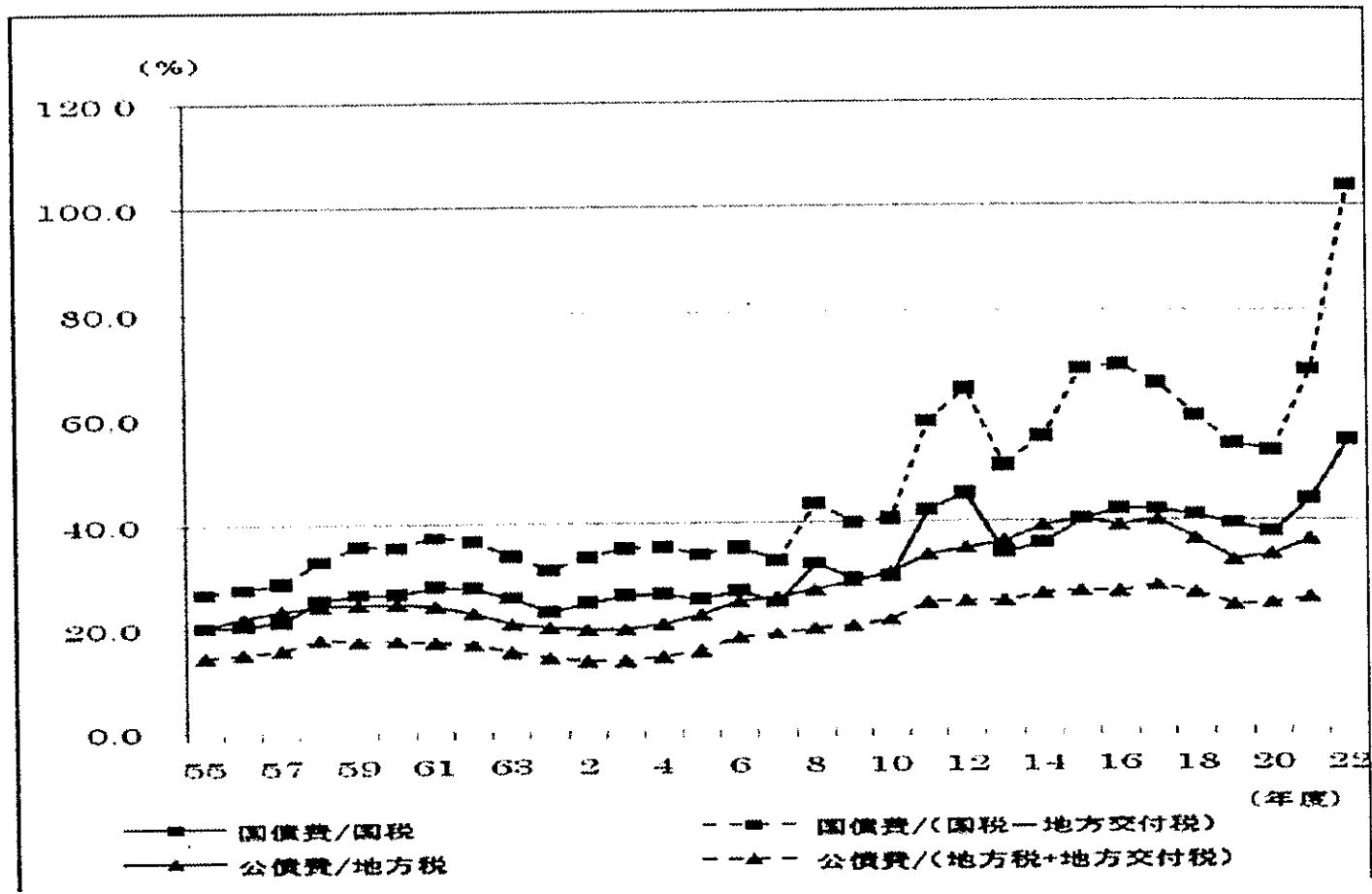
こうした財政状況下において、国から地方へ税源移譲を行った場合には、国の債務返済能力に影響を及ぼす可能性も否定できず、債務負担の分担いかんによっては、わが国の信用や長期金利に対する影響も懸念される。さらに、役割分担に応じた税源を移譲されたとしても、その多くが公債費に充当されるのであれば、地域経営を行う余地は小さくならざるをえない。

したがって、地域主権型道州制の導入に際しては、税源移譲に先立ち、長期債務の取り扱いに一定の道筋をつけることが求められる。そのためには、長期金利の高騰を抑制しつつ、地域の財政が過度に公債費に圧迫されない体制の構築が必要となる。

中間報告書では上記の認識の下、次の3案を方向性として提示した。第1案は、現行のまま、国・地方が債務を保有し、それぞれが返済を行うとするものである。これは、税源移譲を行うと同時に、道州制導入による行政効率化・歳出削減に取り組むことは当然であるが、税源移譲による国の債務返済財源の不足分の一部については、国税の増税、あるいは、新税の創設で対応する。

⁵ その際の基準として、例えば、1人当たり税収の75%（地方交付税の算定において、基準財政収入額に加える地方税収入の割合）を保障すること等が考えられる。

図1 国債費、公債費(対税収比)推移



(注) 1. 地方交付税には地方特例交付金を含む。
2. 平成 22 年度は見込み。
(出所) 参議院予算委員会調査室編『財政関係資料集』各年版；財務省主計局（2010）『我が国の財政事情（22 年度予算政府案）』10-11 ページより事務局作成。

第 2 案は、税源移譲に応じ、道州へ債務を割り当てるものである。これは、国・道州の税源配分に応じ、既存債務を配分し、各主体（国・道州）が自己責任において返済するものであり、時間の経過や地域経営の手腕により、著しい経済力の差が生じる可能性も踏まえ、当初の割当額の調整が課題となる（随時、見直すという選択肢もありうる）。

第 3 案が、債務返済を目的とする別組織（債務返済機構：仮称）を設立し、既存債務をすべて移管するものである。本案では、国有財産などの資産をすべて債務返済機構に移管し、売却収入や賃貸料などにより返済を図ること、そして、不足分については、各主体からの拠出を充当させることを提示した（拠出基準は要検討）。また、反対に、資産を移管せず、各行政主体からの一定拠出によって返済することも考えられる。

道州制という新しい国と地方のかたちに移行する場合、既存債務と新規債務については、これを予算から分離し、実質的な影響を最小限にすることが必要であるため、第 1 案、第 2 案については、検討対象から除外した。

（2）特別会計の移管と債務返済機構（仮称）を活用した債務の返済

なぜならば、特別会計の移管については、以前より、肥大化した特別会計の改革⁶が課題となっている。特別会計の中には、地方への移管が可能な業務が多くみられる。また、先般、地方分権改革推進委員会の第2次勧告においても国の出先機関の改革が勧告された。

こうした観点から特別会計をみると、その多くは地方へ移管することが可能であり、国から地方への権限と財源の移譲方法としても利用することができる。例えば、国土交通省の地方整備局を地方に移管する場合、地方整備局の運営は多くを特別会計に依存している。

したがって、本提言では、特別会計の移管と債務返済機構（仮称）を活用した債務の返済について、提言する。

- 債務の道州への割り当ては、資産・債務・人をセットとして移管しなければならない。その際、国と道州の役割分担を考慮し、地方で行うことが適切な業務のうち国の特別会計で予算化されている部門について、資産・債務・職員をセットで（特別会計ごと）移管する。
- 国の一般会計と地方へ移管しなかった特別会計の長期債務については、債務返済機構（仮称）に移管し、既存債務と新規債務とを分離する。
- 債務返済機構は、移管された債務の返済を目的とし、その償還期間は60年とする。なお、60年経過後、機構は解体されるものとする。
- 機構の組織体制については、民間の経営者、有識者等によって構成する。
- 機構に移管する資産は、国有財産（行政財産、普通財産）のうち、普通財産のすべてと、行政財産のうち公共財産の一部を移管する。移管された資産については、利用により収益が見込めるものと売却するものとに区分し、それぞれから返済に必要な資金を捻出する。
- 不足分については、国と地方の歳入の一部を機構に拠出し、債務返済財源に充当する。

①国から道州へ特別会計の移管

わが国において、国・地方の税収に対する公債費の割合は高いため、道州制の導入時に相当程度の税源移譲が行われなければ、債務返済に大きな部分を占められることになり、各地域における特徴のある地域経営との両立が難しくなってしまう。

⁶ 行政改革推進法の施行（2006年6月2日）により、特別会計の廃止・統合等の見直しが始められた。当初、31あった特別会計の数は、2009年度には21へ減少している。なお、計画では、2011年度までに17まで削減する予定である。

また、既存債務を国から地方へ移管する場合の金利への影響も考慮しなければならない。すなわち、国の債務を道州が借り換える際に、新たに発行する道州債が、国債発行時と同金利で発行できるかは重要な問題である。この点は、各道州の信用や経済力などに関係するものであり、必ずしも同金利になるとは限らない。

したがって、債務を移管する場合には、できるだけ、国・道州に対して移管の影響を及ぼさない仕組みとしなければならない。そのためには、ストックとフローの両面から検討すべきである。ストックの面からは、債務だけではなく資産もあわせて移管することであり、一方、フローの面では、権限や職員等に応じた税財源を一体として移管することである。

本委員会では、そうした観点から、これまでの一般会計を中心とした議論ではなく特別会計もあわせて議論することが必要であると考え。そこで、国から道州へ債務を移管する判断基準としては、国と道州の役割分担を考慮し、地方で行うことが適切な業務のうち国の特別会計で予算化されている部門について、その職員、資産、負債をセットで移すことが考えられる。この方法であれば、国、道州に対する実質的な影響を最小限にすることができる。

なお、地方へ特別会計を移管した後に、それまで積み上げられてきた一般会計の債務、ならびに、地方に移らなかった特別会計の債務については、そのすべてを債務返済機構（仮称）へと移管する。移管した後に国、地方が発行する公債については、それぞれの責任によって返済を行う。

②債務返済機構（仮称）による返済

債務返済機構（仮称）については、機構に移すことのできる売却可能資産の規模や返済財源等のスキームを考えなければならない。そこで、本委員会では、機構のスキームを以下のように考える。

1) 機構の承継する債務水準と返済期間

- 原則として、国の債務を引き継ぎ、60年間で返済する（国から地方へ特別会計を移管する際の債務を除く）。但し、地方については、道州制移行後、地域経営の観点から個別に検討することが必要である。

2) 機構の財源構成と返済方法

- 債務に合わせて、国から国有財産（行政財産、普通財産）⁷のうち、普通財産の全て、行政財産のうち公共用財産の一部を移管させる。

⁷ 行政財産とは、国が行政上の目的のために保有しているものであり、国の事務や事業に使用される「公用財産」、公共のために使用される「公共用財産」、皇室のために使用される「皇室用財産」、国の企業（国有林野事業）のために使用される「企業用財産」がある。

普通財産とは、行政財産以外の国有財産である。これは、地方公共団体への貸し付けや売却、さらには、一般への売却等が行われている。（財務省パンフレット『ご存知ですか？国有財産』より。）

★10回 (23~24) 北京外大レジュメ 2016.06.07
 (最高の仕事) 2015.06.08
 2015.03.16
 2014.12.8
 2015.09.07
 2015.11.16

23. 最後の夏の大会まで、あと3ヶ月あまりに迫った

4月になって新年度がスタートした。みなみはとうとう3年生になり、最後の夏の大会まであと3ヶ月あまりに迫った。

マネジメントチームの分担を明確にし、自分の担当以外の分野については、その意思決定を行わないことにした。そうすることで、自分の負担を減らし、自分の担当分野にこれまで以上に集中して取り組めるようになった。

4月になり、入部希望者は、例年の約3倍にあたる32名にもなった。

しかし、野球部が目指すべきは「最大」ではなくて「最適」である。問題は外部環境に対して大きすぎることにある。

そこでみなみは、入部希望者とまず会って12名の入部を決め、野球部に適さない場合は、他の部に入ることを勧めた。

高校生は
降心進身

最適

そして、次に取り組んだのが「自己目標管理」だった。

夏の大会までは、もう残りわずかだった。時間を有効に使うには、あらためて部員一人ひとりが自分を管理することが必要だった。そして文乃は、加地と話し合いながら、攻撃と守備について、それぞれ一つずつ集中するポイントを決めた。そのうえで残りは全て捨て、それだけに集中することにした。

全員「ボールを見送る」練習を集中して行ない、攻撃に関してはそれ以外の練習は一切捨てた。

守備のポイントは「エラーを恐れない」ということに決めた。

加地は、投手陣は「ノーボール作戦」という方針を打ち出した。連戦の疲れを少なくするために打たせて取るための低めのコントロールと手元で鋭く曲る変化球が求められた。しかし、全球ストライクで勝負するのだから打ち返される可能性は高くなり、守備の負担は重くなる。その上、加地は、選手全員に「定位置よりも二、三步前で」守らせた。程高の守備レベルではエラーの確立は高くなるが、気持ちを積極的にさせ、どんな打球に対しても失敗を恐れずに突っ込んでいかせようとした。そして他の練習は行わず、ただただ前進守備の練習を繰り返させた。

そこで大事なものは、エラーをしても浮き足立たないということだった。

打ち
↓
集中

攻めのポイント

ストライクを極める

ストライクは初球から振らせる

塁に出れば盗塁

3塁向の高校生は



何もしない

(マネジメント・エッセンシャル版 29、31、139、200、236、244 頁)

市場において目指すべき地位は、最小でも最大ではなく、最適である。

- 組織には、それ以下では存続できないという最小規模の限界があるのと逆に、それを越えると、いかにマネジメントしようとも成功しない。最適が必要である。
- 規模は戦略に影響を及ぼす。逆に戦略も規模に影響を及ぼす。
- 規模の不適切は、トップマネジメントの直面する問題のうちもっとも困難であり、自然に解決される問題ではない。勇気、真摯さ、熟慮、行動を必要とする。
- 真摯さを絶対視して、初めてまともな組織と言える。

ドラッカーの考え方の柱のひとつは、廃棄と計画的な撤退である。

集中すべき分野と市場地位の目標とは何か

それは事業においては、集中すべき分野である。

- 古代の偉大な科学者アルキメデスは、「立つ場所を与えてくれば、世界を持ちあげてみせる」と言った。
- 目標は、自らの率いる部門があげられるべき成果を明らかにしなければならない。他の部門の目標達成の助けとなるべき貢献を明らかにしなければならない。

プロセスは大切であるが、成果を伴わない、または考えないプロセスは空虚である。

- 組織は、人間や組織単位の関心を努力ではなく成果に向けさせなければならない。成果こそ、すべての活動の目的である。成果よりも努力が重要であり、職人的な技能それ自体が目的であるかのごとき錯角を生んではならない。仕事のためではなく成果のために働かねばならない。過去ではなく未来のために働く能力と意欲を生み出さなければならない。

成長と 事業の可能性 (地域の活性化)

金融のリスクテイク (可能性、活動の活性化)

1. 事業の可能性
リスクを減らす

1. 金融の役割といたる面から
企業支援活動とのかかわり
金融の活用すべきこと

2. 事業のライフサイクル
地域産業の部門を異ならせた
企業支援、改革

2. 事業計画の推進の中心
地域金融の理解力への工夫
企業との期待

3. 地域と産業の発展と
企業への期待、論文
企業への評価を含めて

3. 企業の発展、内部解決と
地域密着型金融

4. 地域経済の中心の
企業の役割とロー
経済上の課題

4. 企業支援の観点
融資と起立 金融の役割
新しい公営の試み

5. 地域、産業、事業への支援
その諸方案
創出と海外展開

5. 経営理念、人材育成、地域の
企業の持続と問題と金融の
支援、対応

6. 以上の 中身の総括
読者の心へ
読者の心を導くこと

6. 金融のリスクテイク
企業の可能性への金融の支援とのか
関わりを総括

(マネジメント・エッセンシャル版 62～67 頁)

人や人の集団が一つの成果へ向けて努力し、成果をあげるプロセスは素晴らしいと思う。

- **自己実現の第一歩**は、仕事を生産的なものにすることである。仕事及要求するものを理解し、仕事を人の働きに即したものにしなければならない。
科学的管理法すなわち仕事の客観的な組み立ては、自己実現に矛盾しない。
別のものであっても、補い合うものである。
- さらに基本的なこととして、**成果すなわち仕事からアウトプットを中心に考えなければならない**。
技能や知識など仕事へのインプットからスタートしてはならない。それらは道具にすぎない。
- 19世紀におけるもっとも生産的な**発明家エジソンは、体系的な方法によって、発明という仕事の生産性をあげた**。彼は常に、欲する製品を定義することから始めた。
次に発明のプロセスをいくつかに分解し、相互関係と順序を明らかにした。
プロセスのなかのキーポイントごとに管理手段を設定し、基準を定めた。
- マクレガーの示した **X 理論**は、人は怠惰で仕事を嫌うとする。強制しなければならず、自ら責任を負うことはない。
これに対し **Y 理論**は、人は欲求を持ち、仕事を通じて自己実現と責任を欲するとする。
現実にはマクレガーの追従者が考えているほど単純ではない。**強い者**さえ、命令と指揮を必要とする。**弱い者**はなおのこと、責任という重荷に対して保護を必要とする。同じ人が違う状況のもとで違う反応を示す。
- しかし、例外はあった。^和**働くことが成果と自己実現を意味したことがあった**。
その展望が、**国家存亡のときだった**。働く者は、自らが**大義に貢献している**ことを自覚していた。**ダンケルク撤退後のイギリスがそうだった。第二次大戦参戦後のアメリカがそうだった**。

スタハノフ運動

アレクセイ・グリゴリエヴィチ・スタハノフ (Алексе́й Григо́рьевич Стаха́нов、1906年1月3日 - 1977年11月5日) は、ソビエト連邦の炭鉱夫で、ソビエト連邦における生産性向上運動である「スタハノフ運動」のシンボルとなった。

当時のソビエト連邦の指導者であるヨシフ・スターリンの指揮下で 1933 年から始まった「第二次五カ年計画」の際に、当時ドネツ炭鉱で働いていた炭鉱夫のスタハノフが「新しい掘削技術を考案し、1935 年 8 月 31 日に、その技術を駆使して当時の 1 人当たり石炭産出量ノルマのおよそ 14 倍に当たる 102 トンの石炭を 5 時間 45 分の間に掘り出した」と伝えられたことから、当時「第二次五カ年計画」の計画達成に頭を悩ませていたソビエト連邦における生産性向上運動のシンボルとなった。

その後これらの「生産性向上運動（ノルマ超過運動）」は、スタハノフの名を取って「スタハノフ運動」と呼ばれるようになり、スタハノフ自身も共産党より「労働英雄」の称号を与えられた他、後に当時のソビエト連邦における最高級勲章の 1 つである「レーニン勲章」を与えられるなど、一躍「第二次五カ年計画」をはじめとするソビエト連邦の社会主義建設におけるヒーロー的立場に祭り上げられた。

しかしその後、スタハノフのノルマ達成における過程に疑問が投げかけられた他、「スタハノフ運動」に代表される「生産効率の向上」と過剰なノルマが結果的に労働者を苦しめ、生産効率やモチベーションの低下に繋がる結果になったことから、現在ではスタハノフの「功績」は、「強制的ノルマによる非人道的労働」や、「国家による労働者に対する搾取」と言った否定的なニュアンスで語られることが多い。 出所：Wikipedia：Alexey Stakhanov

ドンバスの炭坑で働く炭夫アレクセイ・スタハノフは、1935 年 8 月 31 日の一交替時間に、102 トンの石炭を採掘した。これは当時のソビエトにおける普通基準を 14 倍も上回ったのである。

スタハノフは党とソビエト権力の、社会主義建設に労働者階級が中心勢力となって参加せよとのよびかけにこたえるため、自己は何をなすべきかを考えていた。このとき、ソビエト社会主義の当面する課題は、五カ年計画を期限前に実現させることであり、そのための一点突破の環は『機械化にもとづ

く技術の改革、その基礎のうえでの生産性の向上』であった。

そこでスタハノフは日夜自己の職場の機械の改良と生産性の向上にとり組み、研究を重ね、何回もの失敗と経験をつみ重ねながら、ついに画期的な機械化と生産性向上を発見したのであった。

この事件がニュースとして全国内に知れわたると、『スタハノフ運動』とよばれる、一つの社会主義競争として、全国的に、技術の改良と生産性向上運動がまきおこったのである。これはまさに、資本主義社会におけるブルジョア的な競争、労働者を奴隷的にあつかったブルジョア自由競争にかわる、新しい、労働者階級の自覚的、能動的、自発的な、社会主義競争となって発展したのである。これはまさに画期的な社会主義競争、崇高な人間の競争であった。

そして階級的であるがゆえに、この運動は全国に広まった。第二、第三のスタハノフはつぎつぎと全産業に出現した。自動事工業におけるブスイギン、製靴工業のスメターニン、運輸交通におけるクリプオノス、森林業にはムシンスキー、繊維工業にはエブドキヤとマリア、農業にはアンゲリナ、など、続々とスタハノフが生まれていった。

このような全国的な社会主義競争の成果を確認し、総括し、さらに広めるため、1935年11月、クレムリンで第一回スタハノフ運動全国大会が開かれた。大会に出席したスターリンはつぎのようにあいさつした。

『スタハノフ運動は、社会主義競争の新たな高まりを、社会主義競争の新しい、最高段階を表現している。過去、3年前には、社会主義競争の第一段階の時期には、社会主義競争は、必ずしも新しい技術と結びついてはいなかった。そうだ、当時わが国には、実のところ、ほとんど新しい技術というものはない。しかるに、社会主義競争の現段階、すなわちスタハノフ運動は、それとは反対に、必ず新しい技術と結びつけられている。スタハノフ運動は、新しい、最高技術なしには考えられないであろう。諸君の前には、スタハノフ以外に多くのスタハノフが続々と出現している。こういう人びとは、3年前にはわが国にはいなかった。もっと正しくいえばまったくいなかった。スタハノフ運動の意義は、この運動が、古い技術的基準数量を、不十分なものとしてうちこわし、多くの場合において、先進資本主義諸国の労働生産性を追い越し、これによってわが国における社会主義をいっそう強固にし、わが国をもっとも豊かな国にかえることを実際に可能ならしめるような運動である、という点にある、スタハノフ運動の前途に栄光あれ！』

出所：<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/7903/stalin/bunsho/ootake.htm>

1 There are four ways to reach the goal of the responsible ^{worker} ✓

(1) They are careful placement 配置

(2) High standards of performance 成果

(3) Providing the information needed to control himself 情報

(4) Opportunities for participation with a managerial vision 参加

2 Only one common saying is more damning (Guilty) ^{to accompany}, it is:

"It's just like the Army; hurry up and wait."

3 A wise plant manager once told me that he didn't want his foremen to do anything except to keep their department and the machines in it spotlessly clean, always to schedule work three days ahead, to replace tools before they gave out.

His successor, a whole array of Personnel Management, has never been able to equal his predecessor's production record.

1 The Managerial Vision

Placement, performance standards and information are conditions for the motivation of responsibility.

and he has managerial vision, that is, if ~~he~~ he sees the enterprise as if he were managerial vision through his performance, for its success and survival.

2 The vision he can only attain through the experience of participation.

3 People are proud if they have done something proud of — People of a sense of accomplishment only if they have accomplished some thing. They feel important if their work is important.

大仏様の話

- いかに優れた非経済的な手段はけといえども、経済的な報酬についての不満を癒すことはできない。
 勿論、最高の経済的な報酬に加え、責任や、仕事の適切な組織化に代ることはできない。
- 経済的次元の問題、今後、わが国は、最も深刻かつ、緊急を要する問題に直面することになるという分野である。
- 老老問題、賃金の高低にあるのではない、抗議の的になってくる不労賃金格差を云々。本邦の問題は、はるかに深いところにある。

○ 問題の所在

- (1) 賃金を「コスト」としてとらえ、その柔軟性を必要とする企業側
- (2) 賃金を「所得」としてとらえ、その安定を望む従業員側
- (3) 絶対的雇用保障という常務組合の要求... これは不死の約束を要求するに思わている。

○ 雇用保障を制度化した人々の経験

○ 必要なのは保障証書ではなくて、保険証券である。

○ 常務コストを 1/3 削減しなければならぬ企業

- (1) 常務コストの 80% (20% の削減)
 - (2) 常務コストの 80% (20% の削減)
- $80\% \times 80\% = 64\%$

- 1 The first of ^{the} problems is the conflict between ...
 - (1) the enterprise's ^{view} — wage is cost and its demand for wage flexibility.
 - (2) the employee's view of wage as income and his demand for wage stability.
- 2 The current union's propaganda, "guaranteed annual wage" is as income (income, stupid) promise that ^a man will never die, it is less than worthless.
- 3 We have enough experience by now to know that, stabilizing employment and wages directly benefits the enterprise and cut costs of operations.

ドラッカーへの旅

(知の巨人の思想と人生をたどる)

著者 ジェフリー・A・クレイムズ 訳者 有賀裕子 2009年8月30日発行 ソフトバンク クリエイティブ株式会社発行

第12章 ドラッカーの戦略論 (215～頁を読んで)

「……だが実際は、『自社の事業は何か』とは難題だと相場が決まっており、懸命に頭をひねり、検討しないかぎり、答えにはたどり着かない。しかも正しい答えは一般に、決して自明ではないのである」

ドラッカーの法則を思い返してみると、顧客を抜きにして戦略を導き出すことはできない。事業の目的を決めるのは顧客なのだから。「したがって、『自社の事業は何か』という問いには、事業を外側、つまり顧客や市場の視点から眺めないかぎり、答えられない。マネジメントの当事者たちは、顧客が目にし、考え、信じるもの、その時々で望むものを客観的な事実としてとらえ、セールス担当者、経理担当者、エンジニアなどが集めた事実データと同じくらい真剣に受け止めなくてはならない」

ドラッカーの教えによれば、事業が失敗する最大の原因は、マネジャーが「自社の事業は何か」を鋭く明快に自問しないことだという。しかも、創業時や苦境時にだけこれを自問すればよいわけでもない。「それどころか、事業が軌道に乗っているときこそ、この問いを抱き、徹底的に考え抜くことが最も必要なのだ。」
(217 頁から引用)

「自社の事業は何か」

わたしはいくつもの企業やサクセス・ストーリーについて調べた末に、ドラッカーが唱える正統派マネジメント原則にきわめて忠実に従う現代企業を見つけた。オンライン小売業の雄、アマゾン・コム（創業者ジェフ・ベゾス）である。

ベゾスは、「インターネットの利用量は、年間 2300%というとほうもない伸びを示している」という統計データに接して目を見開き、「これはただごとではない」と感じた。「これは大切な点ですが、人間は、何かが急激に伸びているときに、その意味をともしると理解できない傾向があります。急激な伸びというのは、日ごろの生活のなかでは見られない現象なのです。」「年率 2300%もの成長を前にしたら、すぐに腰をあげなくてははいけません。切迫感、スピード感のようなものが、大きな強みになります」

そこでベゾスは、ネット販売に適していそうな商品を 20 ほどリストアップした。そのなかには音楽やオフィス用品なども含まれていた。だが、やがて本が最有力候補として浮上する。
(219～221 頁から引用)

ドラッカーの戦略に従う

ジェフ・ベゾスは起業してまもない時期の経験から、企業の現在および将来の目標は、抽象的ではいけないと悟った（「抽象的」というのはドラッカーの表現である）。

お客さまに献身する

ドラッカー：「事業のありかたを決めるのは顧客である。なぜなら顧客は、商品やサービスを購入しようという意欲をとおして、経済資源を富に、モノを商品に変えるのだ。これができるのは顧客だけである。顧客こそ、企業のよりどころであり、存続を可能にするものである。雇用を生み出すのも顧客だけである」

ベゾス：「当社は最初から、お客さまを引きつける魅力的な価値を提供することに、重点を置いてきました。……ほかにはない方法でお客さまに何かを提供しようと考え、まずは本の販売を手がけました。われわれは、よりよいショッピング体験をお客さまにもたらすために、粘り強い努力をつづけてきました。お客さまから信頼していただいて、とても光栄に思っています」

(226～228 頁から引用)

「長期的な成果こそがすべてである」

ドラッカー：「マネジメントにおいては、つねに現在と遠い将来を視野に入れておく必要がある」

ベゾス：「当社が成功企業の名に値するかどうかは、長期的に株主のみなさまに価値を届けられるかどうかにかかっている、こうわたしたちは考えています。」

(228～229 頁から引用)

ウォール街に振り回されてはいけない

ドラッカー：「どの市場でもリーディング企業の地位ははかなく、あっという間に時代に取り残されかねない」その時々株価を気にしながら経営判断を下すようなことは、決してしてはいけない、とも釘をさしている。

ベゾス：目先の利益や『株式市場はどう反応するだろう』という近視眼的な見方ではなく、市場リーダーの地位を獲得し、長く保つことを重視しながら、投資判断を下してるといふ。

(229～230 頁から引用)

戦略的な提携をとおして成長する

ドラッカー：「従来型の企業買収よりも、提携、合併、少額出資などが、成長モデルとして一般化してきており、とりわけグローバル経済のもとではこの傾向が強い」

ベゾス：わたしたちは、お客さまがアマゾンと zShop のどちらから商品を購入しようと、気にかけません。これはじつにささいな問題です。自社だけでは品揃えに限界がありますから、事業パートナーと手を組む必要があるのです。

(233～234 頁から引用)

ドラッカーの戦略論

戦略の原点は、「自社の事業は何か」という根本的な問いにある。ドラッカーは「企業の目標は、『自社の事業は何か、将来は何が事業になるか、何を事業にすべきか』をもとに決めなくてはいけない」と説いている。「会社の目的と使命を定めるのは、難しく、辛く、しかもリスクを伴う仕事である。しかし、目標を掲げ、戦略を築き、重要な分野にヒト、モノ、カネを集め、仕事に取り組むためには、ほかに方法はない。成果につながる経営を実践するには、これがただひとつの方法なのだ」

「組織は戦略に従う。戦略が決まると、社内の主な事業活動が何かも見えてくる。また、戦略を決めるには、事業の本質は何か、何を事業にすべきかがわかっている必要がある」。

(235 頁から引用)

ドラッカーへの旅

(知の巨人の思想と人生をたどる)

著者 ジェフリー・A・クレイムズ 訳者 有賀裕子 2009年8月30日発行 ソフトバンク クリエイティブ株式会社発行

第15章 イノベーションについて (273～頁を読んで)

「企業は古いもの、時代遅れになったもの、生産性の衰えたものと決別しようとしなさい。むしろそれらにしがみつき、資金を投入しつづける。さらに悪いことに、それら時代遅れの分野を何とか守ろうとして、最も有能な人材を投入するのだ。将来にわたって自社を存続させたいなら、将来を切り開くための分野に優秀な人材を充てるべきなのに、きわめて貴重な資源を配分するにあたって、とほうもない考え違いをしてしまうのだ」(272 頁から引用)

ドラッカーの考えでは、あえて過去と決別することがイノベーションの前提であり、既存の製品を「惜しい」と思えるうちに製造中止にしないかぎり、ほんもののイノベーションは実現できないという。

企業は規模を拡大する必要はないが、絶えずよりよい方向へと成長する必要がある。

「実際のところ、顧客が何に価値を見出すかは非常に難しい問題である。答えを見つけられるのは顧客だけである。経営者やマネジャーは推測すらしべきではなく、必ず体系的に答えを探り、顧客にじかに尋ねるべきなのだ」

ドラッカーはまた、経営陣は「**自社の将来の事業は何か**」を自問しなくてはいけない、とも説いている。この問いの答えは以下の四点にかかっている。

(279 頁から引用)

- ① 市場はどれくらいの**潜在力**を秘め、どのような**トレンド**にあるか
- ② 経済発展、流行や好みの変化、ライバル企業の動きなどにより、市場はどう変わるだろうか
ちなみに、ライバル企業に関してドラッカーは、どこの企業が自社のライバルかは**顧客の視点から判断すべきだ**、と念を押している。自社中心ではなく、**顧客中心の視点が必要だ**というのだ。
- ③ どのような**イノベーション**が起きると、**顧客の欲求を変化させ、新しい欲求を生み、古くからの欲求を消し去る**だろうか
- ④ これまでの製品やサービスでは、顧客のどのような欲求を十分に満たせずにいるだろうか

原文

孙子曰：凡火攻有五，一曰火人，二曰火积，三曰火辎，四曰火库，五曰火队。行火必有因，因必素具。发火有时，起火有日。时者，天之燥也；日者，月在箕、壁、翼、轸也。凡此四宿者，风起之日也。

凡火攻，必因五火之变而应之。火发于内，则早应之于外。火发而其兵静者，待而勿攻。极其火力，可从而从之，不可从而止之。火可发于外，无待于内，以时发之。火发上风，无攻下风。昼风久，夜风止。凡军必知有五火之变，以数守之。

故以火佐攻者明，以水佐攻者强。水可以绝，不可以夺。

夫战胜攻取，而不修其功者，凶，命曰费留。故曰：明主虑之，良将修之。非利不动，非得不用，非危不战。主不可以怒而兴军，将不可以愠而致战。合于利而动，不合于利而止。怒可复喜，愠可复悦，亡国不可以复存，死者不可以复生。故明君慎之，良将警之，此安国全军之道也。



成果とイノベーション

1. 送りバントと横浜ベイスターズの権藤監督

みすみすアウトを一つとられる

2. ボールを打たせる野球術

投手の伸び悩みを招く

3. 池田高校の蔦文也監督

山彦打線と攻撃野球

4. 取手二高の木内幸雄監督

管理野球の打破とバントを使わないのびのび野球

5. 浜田宏一教授

円資産の供給とデフレ脱却

10

予測の仕方

(参考表)

No.

予測の仕方 大村平著 日経技術
2010.2 刊

1. 未来は廻りぬ方向に変化する

—トランプカー—

(1) 時系列に整理された過去のデータ

(2) 棋士は、将棋の流水や相手の手を予測しながら駒を打って行く

将棋手は、相手の手を打った後に返るコースを予測してスタート

行き、スタート、順路....

1912-

(3) 10年前の変化と今

e-commerce

1991年のソ連の崩壊、1-27/2007

1991のIT化と10年前の状況

Fin-テグ

(4) 予測は判断し、意思を決め、行動の第一歩

認識性
再認識性

予測性

予測外

予測内と予測外

2. 人生は予測のかたまり

1) 未来は過去の延長線上にあるか -----

未知

① 未来は人の努力によって変えられる — 人の問題

② 未来は不確定である — 未来の問題

(2) 予測には2通りある。
^{これは}

① こちらの動きが未来に反映されるもの、変えられるもの

② 過去の延長線上のもの、変えられないもの

③ 既知の手法で予測できるもの、変えられるもの

④ 予測する未来が近いもの、近いもの

⑤ 未来は不確定で過去の延長線上のもの

(3) しかし、過去に頼る以外に未来を判断する方法を私は知らない

—— ハイジックマン ——

従って、重要なのは ①過去の延長線上

②現在の延長線上

3 変動とは

(1) 傾向変動

全体の基調

(2) 周期変動

1年を周期とする季節変動

(3) 誤差変動

偶然の出来事による不規則変動

(4) 移動平均法、とれだけ誤差を減らす、

あるデータに含まれる誤差を、前後のデータに含まれる
誤差と共通いさせながら減らしていく方法である。

誤差は減るが、データも損をする

4. 相関係数

相関は、1の1に増減する傾向を意味する。

x に関する値を x_i とし、

それに対する y に関する値を y_i とし、

$$r = \frac{\sum (x_i - \bar{x}) \cdot (y_i - \bar{y})}{\sqrt{\sum (x_i - \bar{x})^2 \cdot \sum (y_i - \bar{y})^2}}$$

r は -1 から 1 まで

周期変動を反映する。

周期変動を消すには、1 周期分の時点について

移動平均すると、その周期変動は完全に消滅する。

5. トレント解析から予測

(1) トレント解析によって過去の傾向が判明したら、

次にその傾向を 未来に延長する



真の目的

トレント解析は手段にすぎない

(2) 直線回帰

$$y = ax + b$$

4. 予測の手から

(1) 過去にわたるもの

過去のデータ、より延長

(2) 未来にわたるもの

棋士は将棋の流れ

相手の手の予測

→ 打ち手を決める

これに誤れば失敗する

政治家は

景気変動を予測

現象に起る事象の予測

→ 政策を決める

これに誤れば---?

(3) ソウエツの崩壊

ソウエツ経済、社会の将来予測

現象に起っている事象、政治、経済、社会

→

予測は、判断し、意思を注ぎ、行動を開始するための第一歩!!

7. 予測の仕方

(1) 直線

一つの傾向の直線 $\rightarrow 0 - \infty$

書店の将来の売上 直線グラフで減り $\rightarrow$ 減り $\rightarrow$ 減り

(2) 2次曲線

一つの傾向の中を曲がる直線

書店の減少傾向 曲線グラフで減り $\rightarrow$ 減り $\rightarrow$ 減り

(3) 減少傾向の予測は直線でも

(4) 指数曲線

$$y = b a^x$$

$$\log y = \log b + x \log a$$

$$\log y = Y$$

$$\log b = B$$

$$\log a = A$$

$$Y = B + Ax$$

2. 予測と数式

(1) 予測は社会科学の一分野である

(2) 経験や勘を補うための手法である

(3) 減少の速くから 決してマイナスにはならない

(4) その判断に沿って 回归曲線を導く

(5) 最小二乗法により 回归方程式の導出と、

残差平方和や 相関係数などを用いてデータの

数値は あくまでも 補助手段である

(6) 書店の数の減少

書店は若者の趣味の対象が変化していることと

ネット書店の台頭により減少しているのから、

減少傾向は今後も続くと見られ、

本好きや 本屋好きは 衰えていないと見られる。

このように見ると、--- どのように指数曲線 ---

9. 予測といふ3つの曲線

(1) 直線

そんなに長く伸ばさない。

ごく近い将来の予測

(2) 2次曲線

世の中り現象は1年ほど曲線的に変化する

1年ほどの曲線は狭い範囲でしか 2次曲線は

代用しても、誤差はあまり多くはない。

近い将来も予測するから適切である。

(3) 指数曲線

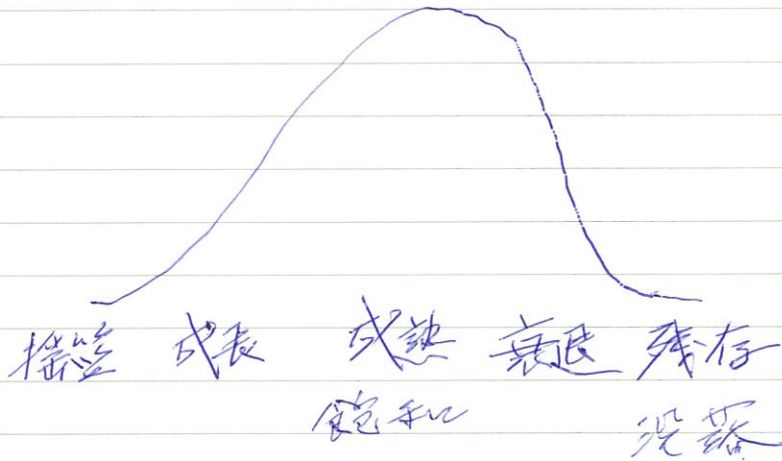
減少の傾向は緩いものの、決して止まらずに伸びる現象

(4) 正弦曲線

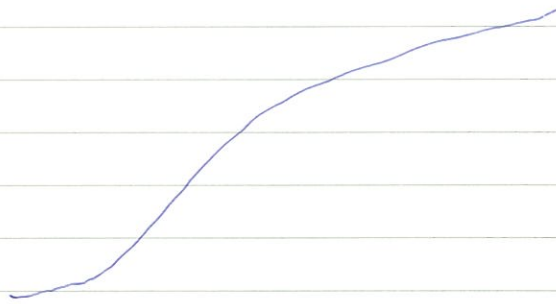
周期変動がありそうな場合

10. 成長の1107-1 栄枯盛衰

製品普及



売上



$$y = \frac{b}{1 + ce^{-ax}}$$

ロジスティック曲線

孤立の部材の増殖

耐久消費財の普及率

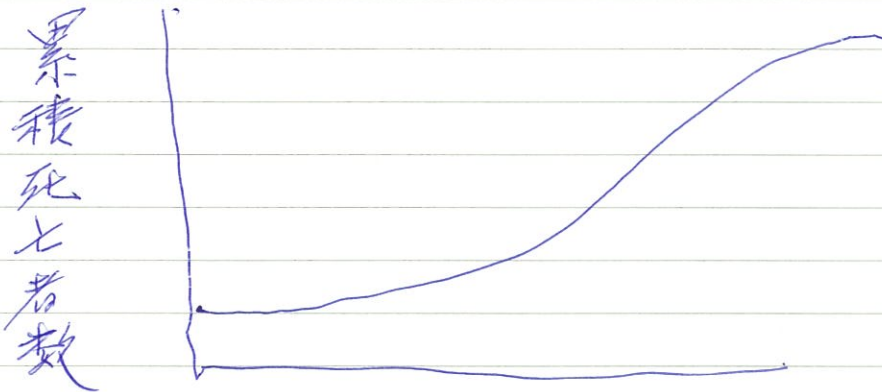
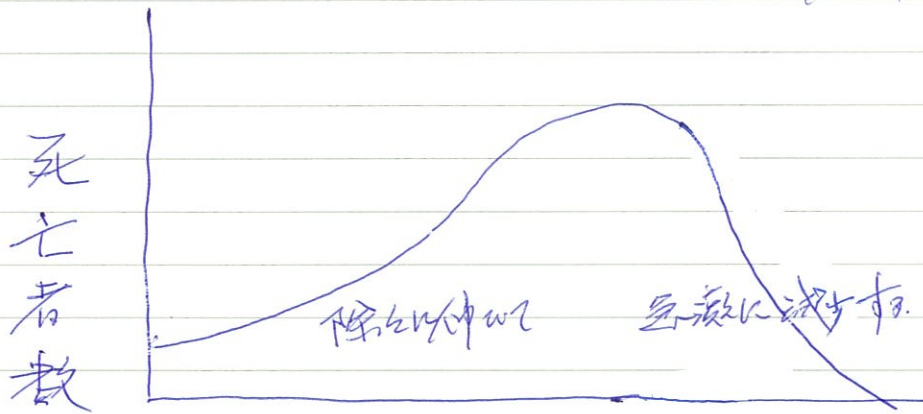
$$\frac{dy}{dx} = ay - \frac{a}{b}y^2$$

11 成老現象-ン (2) フォンホルツ曲線

$$\frac{dy}{dx} = ay \cdot be^{-bx}$$

人間の老化現象を研究に作られた

人間の能力も同様に



$$Y = C - ab^{-x}$$